

令和8年

文教委員会会議録

とき 令和8年1月19日

品川区議会

令和8年 品川区議会文教委員会

日 時 令和8年01月19日（月） 午後1時00分～午後4時26分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 つる伸一郎 委員 まつざわ和昌
委員 若林ひろき 委員 のだて稔史
委員 高橋しんじ 委員 横山由香理

欠席委員 副委員長 筒井ようすけ

出席説明員 伊崎教育長 米田教育次長
船木庶務課長 荒木学校施設担当課長
石井学務課長 丸谷教育総合支援センター長
佐藤子ども未来部長 上野子ども育成課長
柴田子ども施策連携担当課長 佐藤保育事業担当課長

○午後1時00分開会

○つる委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項、所管事務調査およびその他を予定しております。

なお、筒井副委員長は、本日欠席されるとのご連絡がありましたので、ご案内いたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 請願・陳情審査

令和7年陳情第59号 P T A役員不足解消のための別居親参画マッチング制度の導入に関する陳情

○つる委員長

初めに、予定表1の請願・陳情審査を行います。

令和7年陳情第59号、P T A役員不足解消のための別居親参画マッチング制度の導入に関する陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者にご説明願います。

○松木庶務課長

それでは、本陳情に対する基本的な考えについて説明申し上げます。まず、本陳情の要旨は、P T A役員の成り手不足を解消するため、別居親がP T A活動や役員として参画できるマッチング制度の導入を区に求めるものでございます。

まず、前提といたしまして、P T Aは社会教育法に定める社会教育関係団体であり、同時にP T Aは任意団体であり、他のいかなる団体の支配や統制、干渉を受けることはない法的性格を有しております。したがって、その運営や活動に区が直接介入することは適切ではないと考えております。

また、学校教育法において保護者とは親権を行う者、親権を行う者がいないときには未成年後見人とされており、P T Aの参加資格に関しては、こうした法で定義される保護者の概念を基本としつつ、各P T Aの規約に基づいて判断されており、現状でも特別の事情がある場合を除きまして、別居親のP T A活動参加を妨げる制度的な障壁はないものと捉えております。

陳情の要旨であるマッチング制度とは、通常、同じ目的を持つ者同士が会う機会や場がない場合にそれを支援するものと捉えておりますが、P T Aは既に学校という明確な場所と目的を持って組織されている団体であり、保護者同士をマッチングすることの目的や効果が不明確であること、また、P T Aの法的性格上、区がP T A組織の活動者をマッチングするなど、組織委員の構成に介入する立場にないことから、本陳情の要旨であるマッチング制度を導入することは困難であると考えております。

○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

ご説明いただいた中で、別居している親がPTAに入れない障壁はないというお話でした。PTAの規約にそうしたものが無いということですね、それを確認させていただくと、あと、この陳情の中では、公教育の質の向上に資する施策であるというようなことも書かれているのですが、区の受け止めに伺いたいと思います。

○船木庶務課長

まず、1つ目のご質問でございますが、全ての単位PTAの規約を余すことなく確認をしているということはございませんけれども、各PTAの規約を目にする機会もございまして、こうした、少なくとも別居親を要件としてPTAの参画を阻害するような規定は、ないと捉えております。

また、2点目でございます。公教育の質の向上に資する施策でございますけれども、この児童・生徒の保護者、第一義的には一般的に父母です。こういった方々、PTAに限らず、学校行事であるとか、学校教育全般に様々な形でご協力、ご支援いただいておりますけれども、こういった関わり方については、やはり家庭教育という意味では、この教育の第一義的責任は父母が有しているというところで、その参画の在り方は父母間でよくお話をいただいた上で、その参画の在り方やそうしたものについてご協議いただいて、こうした公教育の質の向上も含めて、お考え、ご判断いただく性質のものとして受け止めております。

○のだて委員

今、ご説明を聞いた、PTAが任意団体であり、区が介入すべきではないというスタンスが貫かれていると感じました。特に別居親を規制しているものもないということでしたので、別居親の方も入れると認識をいたしました。それぞれの自覚に基づいて参加をしていくと、PTA活動はそもそもそういうものだと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ほかにご発言がないようなので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第59号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

結論を出すで、不採択です。

課長がおっしゃったとおり、もう、任意団体の社会教育団体ですので、行政が入るのは適切ではないと思います。

○若林委員

本日、結論を出すでお願いします。

教育委員会が任意の団体に介入をするということは不適切と判断をいたしますので、不採択でお願いします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、不採択です。

先ほどの説明でも、PTAに別居親の参加を拒むものはないということでありましたし、PTAのメンバーについて教育委員会が介入すべきではないと考えますので、不採択です。

○高橋（し）委員

本日結論を出すで、不採択です。

今のご説明にありましたように、区が介入できない部分のことだということが1つと、もう1つは、もしPTAに参加するのならば、教育委員会がどうか学校がどうかよりも、いわゆる別居されている保護者、親の方が話をして、関わろうと思ったらPTAの判断で関わられる可能性があるということですので、そういうことも含めて、不採択であります。ただ、陳情の理由の中に、PTAの役員の成り手不足云々については、この一番の部分は確かにあるので、これは直接的ではないにしても、教育委員会が支援というか、そういう形で協力していただけるといいと思います。この別居親云々ではなくて、PTA活動全体にということです。

○横山委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

先ほどの説明にありましたが、困難であると考えます。引き続き、PTAや保護者の方々のお声を伺いながら、教育委員会としてPTA活動への支援をよろしくお願いいたします。

○つる委員長

それでは、本陳情については、結論を出すとのことご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、簡易採決により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第59号、PTA役員不足解消のための別居親参画マッチング制度の導入に関する陳情についてお諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件および請願・陳情審査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 令和8年度新入学 学校選択の抽選結果について

○つる委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

(1)令和8年度新入学 学校選択の抽選結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井学務課長

それでは、私より、令和8年度新入学 学校選択の抽選結果についてご説明申し上げます。

S i d e B o o k s の資料につきましては2－1をご覧くださいければと思います。

来年度に入学予定の児童・生徒に関わる学校選択の希望申請を昨年10月に実施し、希望申請の結果、受入れ枠を超える学校につきましては、11月27日、28日、12月1日の3日間で公開の抽選を実施いたしました。

本資料の希望申請の状況でございます。S i d e B o o k s の資料1ページ目が小学校・義務教育学校前期課程、そして2ページ目が中学校・義務教育学校後期課程となっております。いずれも3年間の状況を記載しております。

表の見方でございますけれども、左より、学校名、10月1日現在の住民基本台帳による予定数、いわゆる学区の就学人口でございます。続いて、希望申請による増減数を考慮し、令和8年度の入学者数を算出した上で、最後に受入枠を記載しております。最後に受入枠を記載しております。基本的には、入学予定者数が受入枠を上回った場合は抽選となり、抽選校につきましては、本資料で網かけとしております。

今年度の小学校・義務教育学校前期課程の結果は、申請件数が617件、申請率は19.6%でした。昨年度と比較して申請件数は18件の増、申請率は1.0ポイントの増となっております。抽選校は全部で15校で、昨年度と比較して3校の減となっております。

続きまして、中学校・義務教育課程の結果についてご説明をいたします。中学校・義務教育学校後期課程は、先ほどの10月1日現在の住民基本台帳による予定者数に加え、学区外児童数という要素を考慮しております。こちらにつきましては、義務教育学校に通う方については、内部で7年生への進級があるため、学区域以外の義務教育学校に通う生徒の増減を考慮する必要があるためでございます。

申請件数につきましては、495件、申請率は15.8%でした。昨年度と比較して、申請件数は113件の減少、申請率は4.8ポイントの減となっております。抽選校は13校でございます、昨年度と比較して4校の増となっております。

続きまして、S i d e B o o k s 資料の3ページ目、こちらは通学区域外からの希望申請状況および入学予定見込数一覧を掲載しております。こちらにつきましては、先ほどの中で網かけにしました抽選校に対して、優先順位別の状況を示しております。

表の見方でございますけれども、先ほどの抽選結果の表と似ている部分がございますが、学校名に続いて、受入れ学級数と人数をまず、記載しております。続いて、10月1日現在の住民基本台帳による予定数、そして希望申請による増減に加え、その他による増減を考慮した上で、入学予定者数を算出いたします。その他による増減は、主に転出入による増減や、中学校・義務教育学校後期課程であれば、学区域外の義務教育学校に通う生徒の増減を加味しております。また、城南小学校につきましては、学区変更に伴う経過措置につきましても、ここの欄に含まれております。

10月1日現在の住民基本台帳による予定数、その他による増減、そして希望申請による減少を考慮したものが、表中の学区入学予定者数となり、ここに記載している方々は無抽選での受入れとなり、受入れ人数から無抽選受入れの数を引いたものがいわゆる受入枠という形で抽選によって順位を決定するものでございます。

一方で、抽選をする上で考慮せねばならないのは、希望する学校の抽選に漏れた方でございます。これらの方はお住まいの学区の学校に通うことになるため、そういう要素を加味する必要があります。例えば、小学校の2番の三木小学校ですけれども、受入枠としては、2学級60名と書いておりますところ、入学予定者数は45名でございます、一見すると全員無抽選で入学できるように思われますが、

備考欄に、戻り21名考慮と記載がございます。これにつきましては、三木小学校の希望申請による減、すなわち三木小学校学区からほかの学校を希望されている29名のうち、21名は抽選の対象校を選んでいるものでございます。その場合、これらの21名が全て抽選に漏れたと仮定した場合は、これらの方々が三木小学校に通うことになるため、入学予定者数45名に21名を加えた66名が入学することになります。したがって、受入れ数である60名を超えることから、抽選を実施するというものになります。

優先順位につきましては、城南小学校以外は第1順位が兄弟枠、第2順位が隣接する通学区域在住となり、備考欄にそれぞれ詳細を記載しております。

なお、抽選結果につきましては、ホームページに掲載するとともに、教育委員会事務局学務課前の廊下にも掲示をしております。

現在、待機の繰上げの期間中でありまして、新1年生につきましては1月30日まで、そして新7年生につきましては2月27日までの間、待機者の繰上げを順次行っている最中でありまして、

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○石井学務課長

先ほど、資料1ページ目の説明で、表中の左から5番目、「令和7年度入学予定者数」と書いておりました。申し訳ございません、こちら「令和8年度入学予定者数」でございます。訂正させていただきます。

○のだて委員

幾つかお聞きします。今回、小学校では、選択希望した子どもたちが前回から増えて、617名になっていますけれども、抽選校は減っているということで、これはどういう動きなのか、区がどう考えているのかを伺います。あと、中学校は、希望者数は減って、495名という中で、抽選校は9校から13校に増えているので、特に、これをどう見ているのかを伺いたしたいと思います。学校選択の希望理由、今、主なものはどのようなものなのか伺います。

○石井学務課長

小学校につきましては、人数は増えたものの抽選校が減った、これにつきましては、一定程度、恐らくですけれども、特定の学校に集中したとか、そういった形で抽選校の増減、分布についてそういったばらつきがあるのだろうと見ております。

中学校につきましては、申請者数が減ったものの抽選校が増えたのは、こちらにつきましては、恐らくですけれども、令和8年度から35人学級が中学校でも開催される影響もありまして、こういった受入れ人数について昨年度より数が減った結果、抽選校が増えたと分析をしております。

また、学校選択の理由ですが、全て把握しているわけではないのですけれども、例えば中学校であれば、部活動が強いところに行きたいというようなものもあります。理由の多くは、友人が通っているからですとか、あと、小学校の中で最近少し増えてきたのは、同じ幼稚園に通っていたとか同じ保育園に通っていたお友達と一緒に学校に通いたいというような理由があることも聞いております。

○のだて委員

そうすると、中学校は、この抽選が増えたのは、分かったのですけれども、小学校は、特定の学校に集中したということで、そういうこともあるとは思いますが、その状況が区としては、よいと思って

いるのか悪いと思っているのか、今後、影響してくるようなことなどがあるのかどうか伺いたいと思います。

それと、抽選結果については、今回、兄弟でも入れない、抽選になってしまうというのが小学校で5校と、中学校では9校で、中学校については15校中13校抽選になってしまっている状況で、結局選択しても希望がかなわないということになってしまっているわけです。その状況を区としてはどのように認識しているのか伺います。

○石井学務課長

この結果について、これがよいのか悪いのかと言われますと、様々な側面があると思っております。あくまでも学校選択制は、多様な選択肢を用意するというのでこれまで取り組んでおまして、その中でさらに各校の学校運営における工夫を促していくものと認識をしております。もちろん、この結果を各学校にフィードバックしながら、また、より、それぞれの学校がきちんと自分たちの教育活動についていろいろ検討していくための材料の一助になるもの、そのように受け止めております。

兄弟の枠であっても抽選にかかってしまうところにつきましては、やはり選択肢の幅が多いことは、それは大切なことであると思っておりますけれども、入れない現状が増えていることについてはご不便をおかけする部分もあると思っておりますし、また、一方で、それだけ学校がいろいろ選択をされているという部分でもありますので、それは1つ学校運営にとっては刺激になると思っております。

○のだて委員

選択の幅が広がるということですが、大部分はこの選択制でなくても指定校変更などで対応できると私は思っているのです。特に小学校はやはり、まだ発達段階ということもありますので、自分の住んでいるところに基本的には通うのが一番合理的だと思います。実際今、選べない状況、希望しても入れない状況がある中で、そこで、子どもにもよるとは思うのですが、希望したけれども入れなかったという、1つの挫折、心に傷を負ってしまう子もいると思っております。そうした機会をある意味つくってしまっていることにもなると考えています。区の考えがあれば伺います。

あと、学校同士の刺激になるというお話もありましたけれども、やはり学校が本来、教育をより充実させていく、子どもたちがより学びやすい環境をつくったり、子どもたちと向き合ったりしなければいけない先生たちが、この生徒獲得競争に学校も含め追い立てられてしまうことにもなってしまうと思っております。そうした面があると思っておりますけれども、いかがでしょうか。この学校選択制というのは従来、私たち、言っておりますけれども、廃止をすべきだと思います。実際、この間、特に海側では開発によって人口が増えています。でも選択さえできないということになっておりますけれども、学区変更とかにも影響が出てきているので、やはりこの学校選択制の見直しが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○石井学務課長

まず、指定校変更で対応できるのではないかとということにつきましては、もちろんこの後、抽選待機繰上げ期間が終わった後、順次指定校変更で申し込んでくださっている方もいらっしゃいます。なので、それについては、様々な選択肢があろうかと思っております。

入れなかったときの挫折につきましては、もちろん様々なあるとは思いますが、基本的には申請をいただいて、それで抽選の結果行けることもありますし、また、それは漏れることもあるということの一方で、もちろん窓口にはいらっしゃる方につきましては丁寧にご説明をしますし、そういった部分でのケアも一定程度されているものと思っております。

この学校選択制が生徒獲得競争になっているかというお話になりますと、生徒獲得競争ではなく、各

学校が工夫を凝らして、魅力ある学校づくりをしていく、その中の1つの材料に、こういった学校選択の結果があると考えております。

○のだて委員

生徒獲得競争ではないというお話ですけれども、やはりそうした面があると思います。いろいろ、学校もホームページをつくって情報を出している中で、やはり保護者は特にそういったところを見て学校選択もしていると思います。それは地域にとって、学校の周辺にある、活用できるものなどを利用して授業内容を工夫し、その地域に結びついた教育を行っていくというのは1つあると思うのですけれども、全体としてやはり、公教育ですから、どこでも同様の、同じような一定水準の教育を受けられることが重要だと思います。そうした獲得競争に結局はなっていくので、学校の格差が生まれることがないようにすべきだと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

○まつざわ委員

私も、今の学校選択制、制度がもう限界と質問でも言わせてもらっていますが、選択できるからいいのではなくて、やはり選択して入るからこそいいわけで、選択して結局抽選で入れないというのは、では何の選択なのだろうと、私も本当に常に感じています。

それで、兄弟が入れないというのは、議員になったときに、私も結構、上が運動会、下が運動会だといって、同じ日に開催になって、それはそれは本当にきついです。子どものケアという声もありますけれど、なかなか受けた傷のケアというのもまた、簡単に言えないと思うので、例えば兄弟枠は、それを優先するのはどうかあるのですけれど、そこら辺は少し配慮するとか、例えば選択制の考え方を改めて考えていただいて、また昔みたいなブロック制に戻すとか、初めからこっちにすればその枠の中で入るわけですから、そういった在り方の検討はこれからしてもいいと思うのですけれど、そこら辺の考え方だけ教えてください。

○石井学務課長

この間、過去3回における学事制度審議会の中でも、学校選択の在り方ですとか、あとはブロックに対する考え方、様々議論をしてきたところでございます。委員ご指摘の、近年の学校選択において、兄弟枠であっても入れない現状、これについては、我々も1つの課題として認識をしてございます。そういった課題も含めた上で、今後の学校選択の在り方などについてもいろいろと考えていかなければならないとは思っております。

○つる委員長

ほかに。

○高橋(し)委員

1つ質問させていただくのですが、浜川小学校は、学区内で165あって、兄弟が2人待っていて全員待機があと18ですが、これは、減る要素の43の戻りはない感じでやっているのですね。165で下は全員待機だけれど、もし動かなかつたら、この待機の子たちは全く元に戻れない、抽選で、空きはどうすれば出るのですか。

○石井学務課長

浜川小学校につきましては、3ページの表にもございますとおり、いわゆる戻りの考慮はない状況でございます。ですので、この後、抽選の枠につきましては、例えばその中で、ほかの国立、私立に決

まった場合ですとか、辞退が生じた場合に空きの枠が出てくるというところがございます。

○高橋（し）委員

では、学区内で165のお子さんたちが無抽選で、そのお子さんたちの中から今言った国立や私立に行った子が抜けた場合で、兄弟の方が入れるなどという理解でよろしいのですか。

○石井学務課長

委員のご認識で間違いございません。

○高橋（し）委員

そうすると、やはり選択しても、ということになってくるので、ほかの委員からもあったのですけれど、個別で言うとまた、細かくなってしまうので、今、課長がお答えしていただいたように、学事制度審議会でいろいろなお話が出たと思うのです。特に城南小学校のを中心にお話をしていただいたと思うのですけれど、それで、何とか城南小学校と城南第二小学校はこういった形で、それでもかなり城南も大変な状況になっているのです。また、それを含めて今、まつざわ委員のお話があったと思いますけれど、刻々とお子さんの数も変わってきているし、さらに学校改築との関連も出てくると思うのです。今後どうしていくかは、学校改築と学校選択制で子どもがどのように動くも含めて、改築についてあまり想定に乗っていないと思うのですけれど、学校選択を導入したときに、学校の数、改築、改編、そういうのを含めてやってきたと思うので、今後そういうことも含めて検討していくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○石井学務課長

今、学校改築がいろいろ進み、やはり学校改築という要素で学校選択、違う学校を選択される方がいらっしゃることもまた、事実でございます。これまで様々、学事制度審議会などでご議論いただきながら今の制度をつくり上げてきたわけでございますけれども、例えば先ほど中学校の35人学級が進むとかいった中で、やはり教育環境をめぐる動きも様々になってきていると思います。この間、小学校につきましては、経過措置も含めて、今年度から全て35人学級になったという経緯もありますけれども、そういう中で、やはり学校の教室数などといったことも含めて、受入枠がどれだけできるのか、また、今後の人口推計におきましても、まだしばらく就学人口が一定程度出るという中で、これまで一定程度その受入枠に余力があったからできた選択制度という部分もあると思います。そういったことも含めて、課題認識等を持ちながら進めていきたいと思っております。

○高橋（し）委員

そうですね、全学年35人になるので、どうしても受入れの全体数が少なくなる、ということはクラス数を減らさなければいけない、ということは教室を減らさなければいけないということになり、そうすると、一部の学校は比較的教室に余裕がある、一方で非常に厳しいというような状況の中で、では改築をどうするのかという話にどうしてもなっていくと思うのです。その、ずっと先の話にも関係すると思うのですけれど、そういうことを、どこをどう改築するかとか、どこはもう改築しないかとかという話ではなくて、そういう少し長いスパンで検討していただければ、この前、区の教育ビジョンの中にも大まかなあれは出ていますけれど、少し詰めて検討していただかないと毎年、こういう同じ、こうしたほうが良いというのが出ることになってしまうので、ぜひその辺、再度確認させてください。いかがでしょうか。

○石井学務課長

こういった制度を考えるときに、先ほど委員ご指摘のとおり、学校改築の状況などといったことを幅

広に検討する必要があると思います。ですので、教育委員会事務局全体として、きちんと課題に向き合っていきたいと考えております。

○高橋（し）委員

そのときに、教育委員会としては、ここを改築したいという予算要望をされると思うのですが、それを区で何らかの対応を、うまくいったりいかなかったりすると思うのですが、そこは区の教育委員会としての方針があって、そのためにはここは改築していくと強く主張していただいて、やはり、学習する子どもたちがいい環境で勉強できるように、ぜひ改築の予算は頑張ってもらって要求していただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 学校給食における有機農産物等活用推進事業について

○つる委員長

次に、(2)学校給食における有機農産物等活用推進事業についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井学務課長

それでは、私から、学校給食における有機農産物等活用推進事業についてご説明申し上げます。

Side Booksにつきましては2-2の資料をご覧くださいませ。

9月22日の文教委員会におきまして、4月から9月までの有機農産物等活用推進事業のこれまでの取組についてご報告をさせていただくとともに、9月から12月の間、試行実施を行った上で、1月からは本格実施を行う旨の報告を当時させていただきました。

本日は、9月から12月のこれまでの取組についてご報告をさせていただけたらと思います。9月には、最低3日間、1品以上を実際の給食で使用し、野菜の規格や調理時の課題等を抽出・フィードバックを行ってまいりました。その上で、10月、11月につきましては、全区立学校で統一的に使用する、ということでジャガイモを設定しております。それ以外の品目につきましては、各学校の状況に応じて取り組むことといたしました。その後、12月に入り、指定品目としてニンジンを追加いたしました。これらの取組を踏まえ、1月からは全区立学校におきまして、原則ジャガイモとニンジンを有機農産物等で賄うという方向で進めております。

今後ですけれども、引き続き、学校現場、事務局ともに過度な負担とならぬよう課題の整理を進め、まだタマネギですとかモヤシにつきましては生産者との調整がつかない状況ですので、品川区の中で比較的、ジャガイモ、タマネギ、ニンジン、もやしの4項目が多く使われている野菜でありますので、これらが指定品目の中に加えられるかどうかにつきましては調整を行っていききたいと考えております。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

9月から試行実施をして、課題抽出・フィードバックをしてきたということで、ここではどんな意見が出たのかを伺います。

あと、ジャガイモとニンジンを1月から指定品目にしたということで、全校で有機農産物等を使っているということだと思うのですが、その実施した状況も伺えればと思います。

あと、できるところからやっていたと思うのですが、ほかの食材、何校かでやっているものがあれば伺います。

○石井学務課長

やはりこの試行実施の中で多く出たものは、下処理にかかる時間が増えたというところがございます。例えば皮をむくなどといった中で、黒い部分とかを取り除かなければならないとかがそれなりにありました。あとは、本当に開けてみないと、いろいろな、なかなか見えてこない部分もあるので、そういったところが初めはすごく多くあります。それを生産者にフィードバックしながら、取り組んできました。

ジャガイモ、ニンジンと取り組んできて、例えばそれ以外の野菜の取組なのですけれども、10月とか11月につきましては、結構旬の時期としてサツマイモなどが特別栽培で主に実施されていました。これはもう昔からずっと使っているのですが、そのように取り組んでいる部分があります。

あとは、タマネギも一部は各業者が納品してくれる部分があるので、使っている部分はあったのですが、そこにつきましては、やはりそもそも昨年、今年と、慣行品であっても一定程度タマネギについては不作であったので、こうした全体の状況にも左右されるということが見えてきたところがございます。

○のだて委員

ジャガイモとニンジンを指定品目にして実際やってみた状況、感想もあったので後でお答えいただければと思います。

それと、この間、課題抽出とフィードバックをやってきた。そのフィードバックは、どういうことを求めて、生産者は、黒い部分をなくしていくなどはできるのですか、その辺の具体的なことが分からなかったのを伺います。

あと、この資料の中に、活用することが著しく困難と判断される日についてはこの活用を除くと書かれているのですが、それはどんな場合、どんな日なのかを伺います。

あと、タマネギ、もやしは今後検討していくということで、タマネギは先ほど少しありましたけれども、現状の課題があれば伺いたいと思います。

○石井学務課長

先ほどの、ジャガイモ、ニンジンの取り組んでみた意見でございます。ニンジンにつきましては、有機であったとしても慣行品とさほど変わらない大きさの規格が用意されていると聞いておりますが、ジャガイモにつきましてはこの間少し苦労した部分がありました。ジャガイモは、いろいろな品種があって、例えばメークインのように細長いものもあれば男爵のように大きく丸いものもあります。大きく丸いものについては、例えば皮むき機にかかりやすいのですが、細長いタイプのもので、なかなか皮むき機にかかりにくいことがあって、手むきの状況ができるというものでした。

有機野菜を調達する際には、全国のいろいろな生産者から大田市場経由で各八百屋が調達してくれる部分がありますので、例えば、形が丸いジャガイモが欲しいとか、そのような意見についても適宜寄せていくことによって作業効率をきちんと担保するという課題が当時ございました。そういった中でジャガイモやニンジンの取組を進めました。残念ながら黒い部分を除けてくれというものはなかなか難しい

部分があります。

あと、著しく困難な場合の1つとしては、例えば、野菜丸々1つがメニューとなるようなものですか、あとは、ジャガイモを半分そのまま使って出すようなものだと、大きさのばらつきが生じた場合に生徒間の不公平が出るのですとか、あとは行事食みたいな場合については、そこは慣行品でもむしろ生徒間のばらつきをなくすことが大事であると各学校には言っています。そういった中で、現場の実際の給食を出すための状況などといった意見を踏まえて、これまで進めてきたというところがございます。

もやしの課題ですけれども、やはり納品をするときの袋の数になります。基本的には何kgと発注をするのですけれども、これまでの品であれば大袋で納品することができたのですが、有機野菜になると小袋での納品になります。そうすると、その袋を開封するための手間ができてしまうこと、また、袋をたくさん開けるのはということはそれだけ異物混入のリスクが高まるということ、そういったところから、生産者には大袋での納入についてお伝えはしているのですけれども、生産者は生産者で一定程度設備投資が必要になってくる部分がありますので、引き続き協議をしながら進めていきたいと考えています。

○つる委員長

ほかにごございますか。

○まつざわ委員

少し似てしまうのですけれど、会派でもいろいろ八百屋であったり、栄養士であったりのお話をヒアリングしたときにいろいろな課題が出ました。やはり、物流が難しいとか、手間がかかる、それはもう、このある程度実験した中で解決したと言っているのか、そこをまず、聞かせてください。

○石井学務課長

今回、明らかに市場に出回っていないような野菜、9月の試行実施のときに様々な野菜を試してみた上で、発注をした後、それにおける、発注して欠品がどれだけあったかということを集めました。例えば大根ですとかネギですとか、そういったものにつきまして、やはり発注しても納品がされない状況がある。そういったものをどんどん除外した上で、1月からの本格実施に当たってはジャガイモとニンジン、これをきちんと実施するというので、もちろん全ての野菜が有機野菜で導入できるだけの生産体制が世の中にあれば、それは理想だとは思っていますけれども、足元の現実的に調達できるレベルで実施するという解決を図ったと認識しております。

○まつざわ委員

分かりました。困難があったのですね。では、無理なことを無理してやるわけではなくて、あらゆる中から今これだったらできるというのが、今のことですね。

それともう1つ、先ほどありましたけれど、私もこの、著しく困難と判断された日というのは、例外の規定のようなことをつけているのですが、例えばこういうのも、ある程度具体的な基準を設けたほうがいい。ある程度こういうのが、何が本当に著しく、急に物が入らなくなって、でもそれは有機にこだわってしまうと、では、ジャガイモを入れなければではなくて、別に慣行品でもいけるわけです。そこら辺の困難な基準のある程度明確に示したほうがいいと個人的には思ったのですけれども、どうなのですか。

○石井学務課長

現場とコミュニケーションを取りながら、このような状況が発生したのですけれども、相談を受ける中で、やはり多いのは、欠品してしまった、急な欠品で入らなかったということで、そこを有機にこだわ

り続けるのは、そもそも給食の提供が不可能になってしまいますので、やはり、そういった場合については、まずは給食をきちんと出すことを大事にしてくださいと申し上げています。確かに、1つ基準を設けるのは大事だと思いますけれども、現行の最低基準としては、もう明らかに入らない、蓋然性が高い場合と各校には伝えてあります。あとは各学校様々事情があると思いますので、そのときについては教育委員会にご相談いただきたいというような運用をしております。

○つる委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

○横山委員

今、いろいろ質疑があったのですが、まず、もやしの課題はその袋の大きさについてとお聞きしたのですが、あと、生産者との調整がつかないということだったのですが、タマネギについて個別の課題があれば教えてください。

また、今後の展開について、学校現場、事務局ともに過度な負担とならないよう課題の整理を行っていく、とあるのですが、こちらは大変重要な観点だと思っていて、その過度な負担は、どういったラインだと、この試行実施をしてみて教育委員会として考えているのか、もしイメージがあれば共有したいと思うので、確認させていただければと思います。

○石井学務課長

タマネギにつきましては、有機固有の課題という部分プラスアルファで、全国的な課題なのですが、そもそもやはり小さいということがあります。野菜の大きさが小さいとやはりそれだけ、例えば同じ量を使うにしても個数が増えるので、どうしても下処理に時間がかかるというところがありました。ですので、それにつきましては、やはり天候に左右される部分もあるので、これは引き続き課題とっております。

あと、過度な負担というのは、例えば今現在ですと、予算として、1食当たり12円を上乗せしたものを払うというよりは、実際にかかった費用と、あとは市場価格との差額を各校に配分することによって確実に実施できるような体制で給食費の支給を行っています。こういったところも、双方にとっての事務負担がとても大きい部分ですので、減少を図っていきたいと考えてございます。

これは、1月から3月までについては、急激な事務の変更は逆に負担が増してしまうので、まだ同じような方法でやっていきますけれども、令和8年度以降の在り方については考えていかねばならないと思っているのが1点。あとは、現場にとっての一番の負担は下処理の時間が増えてしまうことだと思っております。今回、ジャガイモにつきましても、やはり細長い品種が主流だったときには作業時間が著しく増えてしまったという課題がありました。その中で、いかにして大きな規格を可能な限り生産者に用意してもらうかについては、働きかけを引き続き行っていきたいと考えております。

○横山委員

やってみていろいろ分かってくると、あと、生産者であったり、教育委員会であったり、調理の現場であったり、それぞれの工夫していけるようなところが明らかになってきたと思うのですが、過度な負担というところは、やはりどの生産者にとってもそうですし、教育委員会、事務の負担と、調理の部分もそうなのですが、どこかにそういった負担が偏ったりするということであったりとか、あとは先ほどもお話ありましたけれども、急激な変化というところもやはり現場の負担につながっていくと思いますので、何か変化をかけるときには緩やかに段階的にといった形で整理していただくといい

いのかなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

○高橋（し）委員

1つ目は、下処理に時間が随分かかるということで、時間がかかったお話はあったのですが、いわゆる給食の提供時間、給食を昼休みの前に提供できなかった例が何校かあったのでしょうかということが1つ。

それからあと、予算の面で、いわゆる有機野菜、有機農産物等のために予算上、1食当たりもプラスしたのだと思うのです。有機野菜も値段が高いわけだけれど、それは値上がりした分で消化できたのか、値上げた分で経費を増やして予算化したと思うのですが、それが2つ目。

それから3つ目は、給食がおいしくないという中学生の声から云々とお話があって、理由も含めて始まったと伺っているのですけれど、この有機農産物等を導入したことによって、児童や生徒が給食を食べてどういう反応があったのか、別の言い方をすると、これを推進したことでのどのようなメリットがあったのか、現時点でお感じになっているかということところです。

○石井学務課長

下処理に時間がかかることによって給食が時間どおりに提供できなかったという報告については受けておりません。

あと、今回、金額の部分です。当初予算のプレス発表では1食当たり12円ということでやっていたけれども、9月からの実施に当たっては、先ほども申し上げたのですが、実際に有機野菜の購入にかかった費用と、あと慣行品の市場価格の差額分を各学校に払う方式を取っております。そういう中では今、既存の予算内で執行できているのが現状です。

当初は、まず、調達可能性などといったこともなく、とにかく全量という形で予算組みをしていたのですけれども、試行実施等の結果を踏まえながら、確実に調達できる部分において有機野菜の導入ということになりましたので、そういった意味では、予算が足りなくなるなどといった状況は発生していないところであります。

あと、有機野菜、今回、予算特別委員会や、これまでも、SDGs未来都市宣言に採択された品川区として、そのような持続可能な農業を推進していく立場からこの事業を実施してきたところでございます。そういった意味では、8月に農林水産省と協議をしたときに、有機野菜を推進する事業の方々とも話をしたのですけれども、やはり消費者として品川区は非常に規模が大きいので、こういった取組は現場の生産者にはすごく励みになるだろうというお声を頂戴した部分があります。

声ということであると、直接そこは生徒から、これについての是非は何か意見はないのですけれども、区民の声というような形で学務課に寄せられる声の中では、有機野菜を導入してくれてありがたいというお声を一部いただいてもございます。

○高橋（し）委員

間に合わなかった学校がないというのは教育委員会に上がってきていないだけだと思います。幾つかの学校では、ぎりぎりセーフか、あるいは、教室の中で配る体制が少し、小学校はもともと昼休みが短いのでそういうのがあったと話を伺っていますので、ぜひ、だから有機野菜等をやめろという意味ではなく、先ほどから課長がおっしゃっているように、下処理に時間がかからぬような方策を今考えていただいているので、ぜひそこは継続して、下処理に時間がかからないような形で進めてください。

それから、予算ですけれど、これも、給食で今まで出ていたのにこういうものが出てこなくなった、あるいは今までこういうところから買っていたのに、こういうところから買わなくなった物がある。それは、有機野菜等の値上がった分がそこに影響しているという声があるのです。でも今、課長の説明は、差額内で全て収まっているからほかに影響がないというご答弁なのですが、そこは確認させてください。

それから、3つ目のメリットのところです。もちろん現場、大きな意味で農林水産省も推進していることもあるのですが、今、区民の声でありがたいとありましたが、口に入れている児童や生徒たちがどう思ってどう食べているか。意義があるからやっているわけです。ということは、学校としてこの有機野菜等に、このようにしているのはこういう理由があるのだと、やはり児童や生徒に、もちろん味とかそういうのも含めてですけれど、さっき言った農林水産省の精神などを説明して児童・生徒に理解してもらう必要が、私はあると思うのです。

なぜなら、これだけ、課長をはじめ教育委員会の人がすごい苦労して、いいことだと進めているわけなのです。それが、学校等、あるいは児童・生徒そして保護者の方にも、導入当時はいろいろあったのですけれど、それが動いてしまったらもう、何でもない、ではなくて、いいことをやっている説明を学校から、教育委員会から学校を通じてということになるのでしょうか、その点について伺います。

○石井学務課長

まず、有機野菜の導入によって買えない物が出てしまったというお話だったのですが、先ほども少し申し上げたのですが、その有機野菜にかかった分、つまり、有機野菜が高いから、そこに関しては、差額としてきちんとお支払いをしている部分がありますので、例えば通常のメニューを考える中で買えるもの、買えないものがあるとか、それはそもそも全体の単価の制約があります。ですので、有機野菜を導入したからこれを買うのを諦めたという形になってしまうと、それは現状とは違うと思っております。

あとはもう1つ、この有機野菜、いろいろ現場の方々、あとは教育委員会事務局の職員も含めて、これまで導入努力をしてきています。そういう意味では、それだけの努力をした上で導入している事業ですので、その予算についても引き続きご理解いただけるように努力していきたいと思っております。

○高橋（し）委員

この事業の理解を進めていって、進めるということをお願いします。

それで、さっきの差額分の話ですけれど、有機野菜になったから、例えば、何か、そういう声があるという意味ではありません。肉が少なくなった、などと言われているわけではないですが、例えばそういう声、あるいは今までこういうのが献立に出ていたけれど出なくなってしまった、などという声が、ということは、それは間違った認識なわけですね。今、先ほど課長が説明したように、献立に全く影響は出ないように、教育委員会で経費についてはしっかりとやっていただけているということを最後にもう一回確認させてください。

○石井学務課長

今、委員おっしゃいましたとおり、有機野菜に関しては、有機野菜に係る単価で見たのではなくて、実際にかかったものとの差額を補填しているわけですから、有機野菜を導入したことによって、1食当たりの価格が上がって、その中でメニューが出なくなったということはないと思っています。一方で、全体的な物価高騰、有機野菜とは関係のない物価高騰の部分もありますので、その中で様々現場が苦労してメニューを考えてくださっている、これについては、今回の有機野菜の導入とは関係なく生じてい

ることであると考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

では、教えてください。今は無償化になってあれなのですけれど、食材にかかるお金と、それから給食調理員の人件費というのが、大体イコールとなるような数字で推移してきていると思っています。委託とかだったら人件費の増加というイメージですけれど、それで、ただ、今、質疑があつて、作業工程のいろいろな微妙な部分だと思うのですが、差があつて、これが全日程とまた、一時期とかになつてくると思うのですけれども、こうなると予算の関係も出てきてしまうと思うのですが、当然、調理員の人件費等、年間で決まっています。そうすると、この間そういう細かい部分ですが、皮をむく手間とか作業の工程のいろいろな1工程、0.5工程ぐらいが加わるとかいろいろあると思うのです。それに限らずだと思うのですが、この辺も当然、今回の部分というのは何か、今、この年度はその中で見越して見立ててやったのかどうかは別ですけれど、その辺りの変化は、現状の中ではあるのかなのか、ここを教えてください。

○石井学務課長

食材分につきましては、きちんと予算措置をしている部分でありますけれども、今、各ブロックごとに調理委託をしております、その委託につきましては、いわゆる簡易型プロポーザル方式によって契約を結んでいます。そういった中で、必要な人件費を見積もった上でやっていますので、契約変更をすぐにかけるなどといったことは、なかなか難しい部分があります。ただ、今後いろいろと、各ブロックごとに更新の時期を迎える際には、今やっている、この有機野菜の取組等も含めた上で見積もっていただくような形を取りたいと思っております。そういう意味では、非常に今、現場の方々に頑張ってもらっていて、ただ、作業時間の増加に関しても、この間の試行実施で見えてきた課題なども含めて、いろいろ生産者にも働きかけております。この資料にもございますとおり、過度な負担にならないように進めていくことも含めて、安定的にできるような体制を進めていきたいと思っております。

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について

○つる委員長

次に、(3)区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について説明をいたします。
Side Booksの資料2-3をご用意ください。

このたび、令和7年10月から11月にかけて3件のいじめの重大事態を認定いたしましたので、報告いたします。

まず、事案番号9、いじめの態様の分類は、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるなど、3項目。重大事態の分類は1号、生命、心身、財産、重大事態、かつ、2号、不登校重大事態、学校種は中学校でございます。

続いて、事案番号10は、いじめの態様の分類は、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされた

り、させられたりする。重大事態の分類は1号、生命、心身、財産、重大事態、かつ、2号、不登校重大事態、学校種は義務教育学校でございます。

最後に、事案番号11は、いじめの態様の分類は、ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする、重大事態の分類は2号、不登校重大事態に当たります。学校種は義務教育学校でございます。

次のページには、関係法令等を掲載してございます。

今後、品川区いじめ対策委員会にて調査を進め、調査終了時に改めて報告いたします。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回3件報告されました。今年度はこれで11事案だと思っておりますけれども、昨年度が5件、一昨年度が14件で、増えたり減ったりと、今年は増えているような状況になっておりますけれども、その状況をどのように見ているのかということ、重大事態は累計で何件になっているかが今分かれば伺います。この間様々、事案、重大事態が発生しているわけですけれども、今調査中の件数は何件あって、この進捗状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

このいじめの重大事態の年度ごとの件数でございますけれども、令和4年度に3件、令和5年度に14件、令和6年度は5件、そして今年度、令和7年度は現時点で11件でございますので、全部、増減はありますけれども、これはそれぞれの事案について、いじめ防止対策推進法に基づき、それぞれ認定をしていったということで、未然防止にも十分注力しておりますけれども、法に基づいた認定の結果であると捉えております。

総計でございますけれども、全部足し合わせますと33件になります。現在、それぞれの調査の進捗状況でございますが、区のホームページに、調査終了ですとか調査中ということで掲載してございます。すみません、今すぐに出てこないのですけれども、それぞれ公にしながら調査を進めている段階でございます。

○のだて委員

調査の進捗状況がホームページに公開されているということですが、今年度分だったら分かりますか。今年度11事案ありますけれども、その調査状況を伺えればと思います。こうした、重大事態の認知をしている中で、やはり再発防止をしていくことが必要だと思うのですけれども、それは報告書などをつくってどのように生かされているのかを伺います。

○丸谷教育総合支援センター長

現在、ホームページで進捗を掲載している状況でございますけれども、令和7年度分につきましては、現在調査結果待ちという記載してございます。一部調査結果が出ておまして、現在、保護者とのやり取りの段階のものもございまして、一段落したところでこの表記を更新していく考えでございます。

当然、いじめそのもの、いじめの重大事態、それぞれ再発防止をしていかなければいけないところでございますが、いじめの重大事態については、なかなか保護者が公表を希望されないケースが、これまで、本区の場合は多くございます。そうした状況を踏まえまして、国でも、いじめの重大事態の防止ということで、昨年、そういう冊子であるとか資料を用意して校内での研修に生かせるようにということで、国でもそういうものを用意している段階でございます。こうしたものを活用しながら、防止に努め

るということと、現在学校間、再発防止のために区立学校内では共有してもよいか、保護者の承諾を得ながら、区立学校で共有して再発防止に努めるための手順を今進めております。一つ一つの事案を見てみると、複数の学校で同じようなことで起こっているケースもございますので、今後その辺りもしっかりと注力していきたいという考えでございます。

○のだて委員

本当に、今ご説明あったとおり、同じようなことで起こっているものもあるので、やはりそれは徹底して調査をして報告書としてまとめていくわけですから、共有しながら、そのケース、どこまで具体的な共有をするかは分かりませんが、ケースを共有して同じようなことが起きないようにしていくことが必要だと思いますので、引き続きそれは進めていただきたいと思います。その中で、やはり大切なのは、子どもの命を守り抜くのと、いじめをしてしまう要因をなくしていくことだと思います。そうした取組を進めていくのが必要だと思います。

実際、区としては、この重大事態、この間33件、区内で起こっている中で、根本原因についてはどのように考えているのか伺います。その解決、その取組を行っていくためにも、子どもの意見を聞くというのがやはり重要だと思うのですが、その点ではどういう対策を行っているのか、または行ってこうと考えているのか伺いたしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

このいじめの重大事態が起こってしまう根本原因ですけれども、1つには児童・生徒がいじめをしようと思っていじているケースばかりではないというのがあります。そうしたところで他者への理解ですとか、人それぞれなので、自分と全く同じ人間ではないことの意識を子どもたちが持っていかなければいけないと考えております。

また、発言ですとか、たたかとか蹴ることはもう、問答無用なところでありますけれども、同じ言葉をかけて傷ついてしまったりそうでなかったり、子どもによってその受け止め方が様々あります。そういった意味では、それぞれ子どもたち同士の関係性ですとか、レジリエンスを高めていくような取組も併せて行っていく必要があるかと考えてございます。

また、傷ついたときに、やはりその子どもの意見を聞く、相談に乗っていくという体制は非常に重要だと捉えておまして、これまで、区では目安箱であったり、中学生にはアイシグナルであったり、こういったものを用意して相談できる体制を整えてきました。また、昨年度からは、デイケンですとか、いじめDアンケートですとか、そういったものでSOSを発信できる取組も進めております。

こうした、子どもたちの発信と、それから受け止め側の教員の意識を持たせていくと、それでこれを弱めていかないことで、研修の体制も整えています。今後、ますますいじめ問題についてはしっかりと向き合っていかなければならない問題と考えておりますので、引き続き、子どもたちへの学習や指導、それから教員への研修といった充実を図っていききたいと考えております。

○のだて委員

ぜひ、学習や研修は進めていただきたいと思いますと思うのですが、この間、いろいろ取組をやられてきたということで、その効果はどう感じているのか伺います。子どもによってもいろいろ感じ方や受け止め方が違うので、レジリエンスを高めていく、粘り強さ、辛抱強さみたいなものを高めていくということですが、この間の公表された報告書の中でも、ささいな、日常的にあり得るような悪口とか、かけ合いからいじめになっている状況がありますので、特にこの間、態様の中では冷やかしの悪口が一番多い状況ですので、1つは、コロナで子どもたち同士の関わり合いが弱まってきた中で生まれている

部分はあると思うのですけれども、その人間関係のつくり方、そうした支援が、子どもたち同士の関係のつくり方が1つ重要と思うのですけれども、いかがでしょうか。

この間報告があったときに、何年生かでは認知度が改善してきた、ほかは駄目だと報告があったと思うのですけれども、その中でもこの環境改善として学校風土の改善が必要だということでご答弁あったのですが、具体的にはどういう風土を変えていくべきだと考えていらっしゃるのか、問題となっている風土、そこを伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

これまでのいじめ予防対策の効果でございますけれども、まずは、子どもたちが年3回、いじめの学習をこれまでも行ってきたのですが、統一したワークシートを用いて行うことで、子どもたちの理解がより明確に深まったですとか、指導者側にしても同じ教材を使えることで、これまでどのように指導していいかなかなか難しかった教員にとっても、分かりやすく指導しやすくなってきたと捉えております。

また、いじめの定義そのものをしっかりと子どもたちが理解できることに大きな効果があると考えておりまして、何か子どもに傷つきがあったときに、これは自分がいじめられているという気づきがあるですとか、周囲が見たときに「それっていじめなんじゃないの」ということで、いわゆる加害をするつもりがなかった子どもに対して「それやめたほうがいいよ」と声かけができることが、効果としてはあると考えております。

また、子どもたち同士の人間関係構築でございますけれども、やはり学校が安心して安全な場であること、居心地のよい居場所、子どもたち同士、また、子どもと教師との絆が深まっていく、そういう場であればならないと考えております。そういった意味では、学校風土の改善をこの2年間言い続けてきているわけですが、子どもたち同士がお互いの意見を言い合える環境であったり、それから何でも先生に相談ができる環境であったり、悪いことは悪いと先生が言うとか、子どもが安心できる、そういった環境、雰囲気づくりを大切にしています。

また、指導者側も、子どもたちの駄目なところを駄目と言い続けるのではなくて、よいところをしっかり伸ばして行って、そういったいじめとか問題行動を減らしていこうと、前向き行動支援や発達指示的生徒指導、そういったところを重点的に今、管理職や生活指導主任を中心に訴え続けてございます。数年かかるとは思いますけれども、徐々に学校風土も昨年から取り組んでいて改善傾向で、結果は出てきておりますので、継続した取組を続けていきたいと考えております。

○のだて委員

学校風土の改善も少しずつ進んでいるということで、ぜひ本当に子どもたちが意見を言い合える、学校の場でいうと、大体勉強ができない子どもがなかなか発言しづらいことになると思いますので、やはりそうしたことも含めて、言いやすくしていくことが必要だと思います。先生に相談できるということも、やはり教員の多忙化を解消していくことだと思いますので、そこについてもぜひ取り組んでいていただきたいと思います。やはり子どもの命を守ることを前提に、様々ないじめの要因を1つずつなくしていくことが必要だと思いますので、その取組を進めていただければと思います。

○つる委員長

ほかにごございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 「品川区社会的養育推進計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施について

〇つる委員長

次に、(4)「品川区社会的養育推進計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

〇柴田子ども施策連携担当課長

私からは「品川区社会的養育推進計画（素案）」に係るパブリックコメントの実施についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、Side Booksの資料2-4をご覧ください。

まず、項番1の計画策定の背景および目的でございます。令和4年改正児童福祉法等を踏まえ、国は、児童相談所設置市を含めた自治体に社会的養育推進計画の策定を求めたところでございます。これを受けまして、区は、社会的養育の体制整備を行い、全ての子どもの健やかな育ちを守り、子どもの最善の利益を追求することを目的として「品川区社会的養育推進計画」の策定に向けて検討を進めてまいりました。そしてこのたび、国の策定要領に基づいて作成した素案につきまして、パブリックコメントを実施させていただくというものでございます。

次に、項番2、計画策定の過程でございます。策定の過程におきましては、下表にございますとおり、一時保護所や児童養護施設入所中の子どもへのアンケートや、社会的養育の養育者である里親および児童養護施設職員に対するヒアリングを実施したほか、学識経験者や医師、弁護士等を委員とする、品川区児童福祉審議会における意見聴取を実施したところでございます。

次の項番3、計画の概要および素案につきましては、後ほど別資料をもってご説明させていただきます。

次のページに移らせていただきまして、項番4のパブリックコメントの実施につきましては、2月1日から24日間の期間で記載の内容にて実施させていただきます。

最後に、今後の予定でございますが、パブリックコメントの実施後、3月にいただいたご意見を踏まえて、計画案の最終調整を行い、4月には計画の公表を考えているところでございます。

報告資料については以上でございますが、引き続きまして、計画の概要のご説明をさせていただきたく存じます。次のページ以降に、品川区社会的養育推進計画（素案）の概要版と全体版をご用意させていただきましたが、全体版は50ページ以上のボリュームとなっておりますので、本日は概要版を用いて、本計画がどのようなものであるかについてご案内申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、資料の3ページ目でございます概要版をご覧ください。初めに、概要版1ページ目の左側、第1章、総論をご覧ください。

(1) 計画の概要・目的の2つ目の丸の2行目でございますように、本計画は、区の社会的養育の現状や課題を踏まえ、課題解決に向けた取組内容を示すものとなっております。また、3つ目の丸でございますように、本計画を通じて全ての子どもの健やかな育ちを守り、子どもの最善の利益を追求することを目的としております。

次に、(2) 計画の位置づけにつきましては、今年度より計画実施の品川区子ども計画や、区の上位計画と整合を図るとともに、東京都や他区が策定している計画とも調整を図っている旨を記載しております。

その下でございます、(3) 計画期間、(4) 計画の検討体制・進捗管理では、本計画の計画期間

が4年間であること、また、その期間は毎年度、進捗状況の点検と評価を行っていく旨を記載しております。

続きまして、資料の右側、第2章、品川区の状況をご覧ください。こちらでは、これから区が取り組んでいく事項を示すための前段として、区の現状および課題を掲載しております。

初めに、(1) 子ども人口の推移および推計につきましては、区の子ども計画からの引用となりますが、今後緩やかな増加が予想されていることをお示ししております。

次に、(2) 児童相談所の運営状況につきましては、現状として、相談の受理件数、一時保護所の入所数がいずれも多い状況にありますので、課題として、適切な人員体制の確保や新たな一時保護委託先の確保の必要性について研究をしております。

その下、(3) 里親等委託率の状況につきましては、現状として、区は家庭養育優先原則に基づき、里親等への委託を推進しているものの、委託率としては合計17.9%という状況にあります。そして、表の下にございます課題のところでは、国目標の里親等委託率、つまり、就学前児童が75%以上、学童期以降が50%以上に対して、区がそれらを下回っていることを課題として捉え、里親登録数を増やすこと等の必要性について明示しております。

恐れ入りますが、次のページをご覧ください。こちらには、第3章、品川区における具体的な取組ということで、社会的養育のさらなる推進に向けた区の取組について整理をしております。すなわち、先ほど一例としてご説明した課題を解消していくために区が実施する取組について、掲載しているページとなります。

項目を大きく分けると、左上の1、当事者である子どもの権利擁護の取組から、右下の8、児童相談所の強化等に向けた取組まで8つの分類をしております。これらはいずれも国が示す策定要領に基づいた内容をそれぞれ記載しているところです。こちらはボリュームがあるので、本日は1つだけご紹介をさせていただきたく存じます。

右上の5、里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組をご覧ください。先ほど、第2章、品川区の現状で、区の里親等委託率が国目標を下回っていることが課題であるとお話をさせていただきましたが、これを改善していくために、主な取組として具体策を3点挙げております。1つ目は、里親等委託のさらなる推進ですが、具体的には、区の里親委託推進に向けた基本的な考え方を定めるとともに、目標値を明確に示しております。そして2つ目は、里親制度の普及啓発と理解促進ということで、里親登録者数を増やしていくための方策について、また、3つ目は、里親養育の包括的な実施体制の構築ということで、民間事業者との協働についても触れております。

それから、その下には、主な評価指標と目標値ということで、令和11年度までの里親等委託率の目標値を計上しております。具体的には、令和11年度には3歳未満は80%、3歳以上就学前は75%、学童期以降は25.3%ということで設定をしております。また、この里親等委託率を上げていくための1つの取組として、里親新規登録数の増加ということで、各年度5家庭ずつ増やしていくことを目標値として明示しております。これらの詳細につきましては本編に記載をしておりますので、お時間をいただきます際にご確認いただきますようお願い申し上げます。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

〇のだて委員

まず、実際に子どもたちや施設の人たちから話を聞いたということで、子どもへのアンケート、あと、里親、児童養護施設職員へのヒアリングを行ったと、あと、児童福祉審議会でもいろいろ議論がされたと思うのですけれども、どんな意見が出たのか伺います。

○柴田子ども施策連携担当課長

今回、策定に当たりまして、子ども、それから里親、それから児童養護施設の職員に、子どもにはアンケート、それ以外にはヒアリングという形で実施をしております。詳細を本編に記載させていただいているのですけれども、本編でいうと24ページになります。Side Booksですと31ページに、まず、子どもたちへのアンケート結果を詳細に記載しております。

ページの中段に当たるのですが、日頃から意見表明ができていく割合について、また、子どもの権利に関する理解度について、権利擁護に関する取組の認知度、それから、権利擁護に関する取組の満足度、こういった項目立てとしておりまして、実際の質問文書はその括弧の中に記載のものを聞いております。そして、それぞれの割合については右側にパーセンテージ表示をさせていただいております。

続きまして、里親へのヒアリングに関しましては、Side Booksの47ページにヒアリング結果を掲載させていただいております。こちらも記載のとおりですけれども、家庭養育の必要性についてのご意見ですとか、区の事業についてアドバイスをいただいたといった形となっております。

そして最後に、児童養護施設の職員へのヒアリング結果としましては、Side Booksの52ページになります。こちらは、昨今の施設に求められる役割などといった認識について伺っています。また、里親、家庭的養育優先ということで、区がやっていく取組についてもご意見をいただいたようなところでございます。

○のだて委員

もう少し具体的にご説明いただくとよかったですけれども、区内児童養護施設からは、ニーズが高まってということですね。自立支援援助事業の実施場所拡大や、里親支援センターの創設など、動きもあるので、役割をどう果たしていくかとか、あと、里親家庭に行きたがらない子どももいることなども書かれております。子どもの意見を尊重しながらということなどが書いてありますので、そこは一人一人の子どもを見ながら対応していただけたらと思います。

あと、里親へのヒアリングについては、やはりさらに里親の数が増えていけばよいか、家庭訪問は土日を含め対応していただけるとありがたいという声も出ています。民間企業への周知啓発、柔軟に休暇が取れるようにと声も出ておりますので、そうした声も反映しながら、ぜひ、やっていただきたいと思います。

特に、この里親同士の横のつながりを強化するのが非常に大切だということでも出ておりますので、それはもう里親を続けていくためにも、あと、子どもの環境をよくしていくためにも必要だと思いますので、ぜひそこは強めていただければと思います。それをやっていくことで、新規の里親登録も増やしていく一助になると思いますので、お願いしたいと思います。そこを1点伺います。

あと、子どものアンケートについては、自由意見を紹介していただけたらよかったですけれども、意見が言えるという声もある一方で、みんなが忙しくて話す時間がないという意見も出ています。権利擁護の取組の満足度では、先生をととても信頼しているという声もあり、私の話は少しも聞いてもらえませんかという声もあったと、なかなか、本当に様々な意見がある状況だと思いますけれども、一人一人の子どもに寄り添っていただいて、ぜひ、この意見表明を大切にしながらやっていただきたいと思います。

実際、日頃から意見表明ができる割合が約71%で、これは区としての受け止め、どのように感じているのか伺います。ぜひ、全ての子どもが意見表明ができるように支援することが大切だと、この報告書にも書かれてありますけれども、やはりそれが重要だと思いますので、さらに進めていく取組、どのようにやっていくのかを伺います。あと、子どもの権利ノートを配付していろいろ周知啓発をしているということなのですが、このノートがどういうものなのか伺いたしたいと思います。

また、子どもの権利に関する理解度については約57%で、報告書にも、十分とは言えないと書かれておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

あと、この計画が4年間になっているのはなぜなのか。大体3年とか5年という感じだと思うのですが、理由があれば伺いたしたいと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

幾つかご質問をいただきました。順番に回答させていただきます。

まず、里親同士の横のつながりについてですが、こちら、さらに強化していきたいと考えております。近いところだと、区主催でボウリング大会を実施して、里親子に多数参加していただいて、次回もぜひやってほしいという声もいただいておりますので、そういったレクリエーションなどもやりながら、皆さんの意識、つながりを高めていきたいと考えております。

また、次の子どもの自由意見ですが、いただいたご意見を本当にそのまま載せております。なかなか、寄り添えていると思いつながりながらも、受け止めというところでまだ、そうではないということも見えてまいりましたので、その辺に関しましては、今後より一層力を入れていく考えでございます。

また、子どものアンケートの、日頃から意見表明ができていく割合71.4%の受け止めにつきましては、区といたしましては100%を目指しておりますので、現状低かったと思っております。また、これを高めていくためには、職員のスキルアップなどといったことが考えられますので、研修に力を入れていく次第でございます。

また、権利ノートがどういうものかにつきましては、子どもの年齢によって物が違うのですが、理解しやすいような内容で、要点といたしましては、あなたは唯一の存在で大切にされるべき存在であるということから始まりまして、あとは子どもの権利条約の条文等も掲載されているものとなっております。

あと最後に、本計画が4年間である理由ですが、こちらの計画は通常5年間が一般的になります。しかしながら、品川区が昨年度、児童相談所を開設しまして、期の途中からでございました。それとほかの自治体が5年間と終わりの年度を合わせるというところで、今回は1年短く4年間としている、それが理由でございます。

○のだて委員

先に、この4年間の計画で、終わりを合わせるとどういうメリットがあるのでしょうか。伺います。

それと、子どもの権利ノートには子どもの権利条約も書かれているということで、やはりそうした周知、学習をしていくことが重要だと思いますので、これは養護を必要とする子どもだけではなくて、区内全ての子どもに配布をしていくことが必要だと思いますので、要望したいと思います。何かコメント等があれば伺いたしたいと思います。

あと、里親の、横のつながりを強化していきたいということなので、ぜひやっていただきたいと思うのですが、この里親の登録状況は、他区との例はどうなのでしょう。まだいろいろと必要な子どもたちがたくさんいる中で、今、まだ少ない状況だと思うのです。そこでなかなか、対応していけるのか不

安、懸念があるのですが、家庭養育が重要だということは確かにそうだと思うのです。それは進めるのがいいとは思いますが、区の見解を伺います。

あと、個別的ケアが必要な子どもが増えているということで、その中でも、想定の数を出したのは重要と思います。やはり、そうしたニーズの対策、取組をやっていくことになると思いますので、そこを計画に記載した区の思いを伺えればと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

まず、他自治体と計画の終わりを合わせるメリットですが、国からは、様々なトレンドではないのですけれども、こういった形で国としては考えていますというものを受けて、都区合同で協議などをする場がございます。そういったときに、品川区は昨年度は策定していなかったのですがすけれども参加させていただいて、足並みを合わせる、そういった作業もありますので、そういった国の示す方向性、それから都区の足並みをそろえる、そういったところがメリットと考えております。

それから、子どもの権利ノートを社会的養育の保護下にある子ども以外にもというお話なのですが、この権利ノート自体が少し社会的養育の保護下の子どもたちへ特化したものとなっております。同じものは難しいのかなと思うのですが、権利ということを知っていただく機会は必要と思っております。

それから、里親の登録状況、ほかの自治体と比べてですけれども、人口規模がそれぞれ違いますので一概には言えないのですが、一例といたしましては、品川区児童相談所を開設してから、4家庭の新規の里親登録をありがたくいただいておりますので、そういったところを今後も力を入れていく考えでございます。

あとは、個別的ケアも必要な子どもが増えていく中で、家庭養育の目標値を示したところなのですが、こちらは、国から、実際の目標値を示すようにと要領の中に含まれておりますので、それを受けて、現状を踏まえて数値化してございます。

○のだて委員

ぜひ、いろいろヒアリングとかアンケートとかやられて、実際の声を聞いているので、それもしっかりと反映させながら、取組を充実させて進めていただきたいと思います。

子どもの権利ノートは、では一般的なバージョンに修正をして、ほかの子どもたちにもぜひ配布するような形でやっていただければと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

私からも幾つか伺ってまいります。本編のページ数で18ページ、個別的ケアが必要な子どもの入所状況ですけれども、以前、文教委員会でも少し、品川区児童相談所長から、個別的ケアという流れではなかったのですが、アタッチメントの課題が見られるお子さんが、割と一時保護所でも多いというお話がありまして、アタッチメントの課題もやはり、そういった個別的ケアが必要な子どもの中に入ってくると私は考えているのですがすけれども、その辺り、どのように認識されているのかを教えていただけたらと思います。

こちらにいろいろな、個別的ケアが必要な子どもの中に、情緒的な問題とか書いてあるのですがすけれども、現在どういったお子さんがいるか、具体的にもイメージが分かれば、共有していただけたら、確認したいと思いました。

次に、本編20ページの潜在的需要割合の推計値ですけれども、こちらの少し確認ですが、令和6年度の6名の数字の内訳は、区の児童相談所の部分ということでよろしいのですか。ここを基準に考えているという読み取りで合っていますでしょうか。そして、この0.6%を潜在的需要割合の数字として載せていただいているという考え方で推計を取ることは、すごく大事な観点だと思っています。こうした令和6年度の0.6%を1年ごとに載せているので、推計の出し方として適正なのかどうか、区としてどうしてこういった形にしたのかという部分のご説明をいただきたいと思います。

次に、本編21ページの3番と4番、すごく大事なお話とっておきまして、先ほども、都であったり、他区の児童相談所の設置区との協議の場であったり、人材育成のところであったりですとか、広域調整というところもやはり、品川区だけで解決していけるところばかりではないので、様々協議していただいて足並みをそろえて、子どもたちにいいようにしていただきたいと思いますので、こちら要望という形にさせていただきたいと思います。まずはその辺りからお願いします。

○柴田子ども施策連携担当課長

幾つかご質問いただきましたので、順番にお答えさせていただきます。

まず、個別のケアが必要な子どもとアタッチメントの課題の関連性といったところは、大いにあると受け止めております。実際の子どもの像は児童相談所で見ておりますので、私は少し離れた距離でおりますから、具体的にイメージができるようなことはお伝えが難しいのですけれども、今回の策定の中で里親、それから施設の方にお話を聞いていると、やはりアタッチメントという単語は必ず出てきました。したがって、児童相談所も、今回この計画をパブリックコメントに上げる前に見ていただいているのですけれども、共通認識であると受け止めております。

それから、本編20ページに記載させていただきました、代替養育を必要とする子ども数の推計に関しての表の見方につきましては、委員が見ていただいたとおりの見方となっております。

それから、この推計方法はどのように導き出したかというところなのですが、本計画の19ページ、Side Booksの資料ですと26ページに当たりますが、そこの中段に黄色い枠で推計方法というのを囲ませていただいております。こちらにつきましては、東京都、それから児童相談所設置区で協議した結果、①の必須要素に関しては都区共通のものとなっていて、②潜在的需要に関しましては、区が児童相談所と協議した中で導き出した計算方法、これは他区も多く採用しているのですけれども、そうした、しっかりと考えた形で設定して計算をしている状況でございます。

それから、計画の21ページのところでご要望ですけれども、しっかりと私たちも考えて、今後、児童相談所の強化等をサポートしていく考えでございます。

○横山委員

続きになるのが、アタッチメントの部分ですけれども、そのイメージをぜひ、職員の皆さんに理解していただくこと、具体的なイメージを、私たち議員もそうかもしれないのですけれども、そこはすごく大切になってくると思っています。それは、現行一時保護所はもう定員がいっぱいになっていて、どういったお子さんがいて、どういった大変さを今、一時保護所が抱えているのか、それが少なからず、品川区の中にお子さんたちの状況としてあって、それが今後増えていく可能性ももしかしたらあるかもしれない、その現在の状況という、具体的なイメージを分かった上で、こういった計画に反映させていかないと、やはり少しずれが出てきてしまうと思っています。

すごく大変なお子さんがいらっしゃるということで、なかなかその障害特性とか、そういったところとはまた別の難しさ、大変さがあって、それを今、一手に引き受けていただいているのが児童相談所に

なると思うのですが、そこをやはりほかの部署の皆さんも、こういった計画を立てていくに当たって、様々関連の職員の方もいらっしゃると思うので、ぜひその子ども像の共通のイメージを持っていただくところは大切にさせていただきながら、今後パブリックコメント等も進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、本編24ページです。先ほどもお話がありましたけれども私の話は少しも聞いてもらえませんかという回答もありました。こちらの詳細がもし分かれば、子どもにとって自分の意見と、あと、気持ちが違うという話を研修で少し聞いたことがあります。子どもの意見を聞くとき、大人としては意見を聞いているつもりでも、子どもは気持ちをそのときは聞いてもらっている、意見を聞いてもらっているとは思っていないとか、逆に子どもは気持ちを聞いてほしいのに、大人は気持ちではなくて意見を聞くようにしてしまっている、そういった細かいずれがあって、その話がどういったもので、子どもが伝えたいことが気持ちなのか意見なのか、そういったところが、もし分かれば教えていただきたいと思います。

例えば、これはアンケートの自由記入欄なので、なかなか詳細は難しいと思うのですが、そういった詳細を把握することによって、大人としては、そういった様々、権利擁護に関するアドボケイトもやって、目安箱も設置して、いろいろやっていただいているにもかかわらず、こういう回答が出てくるのは、その辺りの詳細をつかんでいただくことが今後必要になってくると思いましたが、もし、現在の状況が何か分かれば教えていただきたいですし、アンケートは、今後、そういったところを注意していただきながら現場でも進めていただき、また、こういった計画にも反映していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次は、本編25ページです。今後の方向性と取組内容で、子どもに接する機会のある職員等に対して、子どもの権利に関する理解を深めるための研修を実施するとともに、子どもの意見表明を大切に受け止め、よりよい方法をとともに考えることのできる環境を整える、ということなのですが、この職員等の範囲がどのくらいで今考えられているのか教えていただきたいと思います。

今お伝えするのが、他区の事例なのですが、保育士のお声で、里親をやっている家庭で実子もいて里子もいて、里子だけ保育園に預けて実子と親子でお出かけになる事例があったり、保育士の理解がなかなか進んでいない場合、やはりレスパイトではないですけど、実子の状況だったり、そのことが分からないので、難しい、情緒などが不安定であったり、例えばアタッチメントの課題があるような里子と、少し離して親子だけの時間が必要な場合とかもあると思うので、そういったところに、保育士などにおいても理解は進めていただけると、里子ですとか、もちろんこれは子どもの権利というところになってくると思うのですが、様々その子どもと接する機会のある職員への研修の範囲を区として、どのように考えているのか少し教えていただきたいと思いました。

あと、どなたかが訪問するというような記載があったと思うのですが、すみません、どの部分か私は分からなくなってしまったのですが、これは誰が訪問するのかなと少し思ったところがあったのです。

最後に、12月に児童福祉審議会が2回開催されていると思うのですが、こちらでこの計画についてどういった意見があったのかお聞かせください。

○柴田子ども施策連携担当課長

まず、子どものアンケートの自由意見欄、私の話を聞いてくれないに関してですが、こちら、アンケートなので、どういった意見なのか気持ちなのか、そういったところまでは分かりかねるのが実際のところでございます。ただ、委員のおっしゃるように、子どもにとって、意見を言うことと気持ちを言

うことは別という話も理解しておりますので、今後、アンケートを実施するに当たってはそういったところをしっかりと押さえたいように対応していきたいと考えております。

それから次の、子どもの意見を聞く職員、研修を受ける職員がどの範囲かですが、今の想定では児童相談所の職員、それから子ども家庭支援センターの職員というイメージでおります。しかし、今、委員からお話しいただいたほかにも、実際に様々子どもと接している職員がおりますので、需要ですとか、あと他区の事例ですとか、そういったことを参考に今後検討していきたいと考えております。

それから、もう1つ、訪問がどこかをお探しの部分があると思うのですが、訪問、恐らく一時保護所にアドボケイトが行っている、里親、施設にアドボケイトが求められたら訪問をするというような立付けに今なっております。一時保護所はアドボケイトが週に1回、毎週行っているのですが、里親、児童養護施設に関しては、求めに応じてというところですので、今後それがもう少し進展するような取組は研究してまいりたいと考えております。

それから最後に、12月の児童福祉審議会、2回開催がございまして、里親部会それから本会、それぞれ実施をしております。どのような意見があったかは、1つとしては、子どもの権利を中心に据えた、総合的で実効性に富む計画を策定していただきたいというお声があつて、もう一方で、もう1つは、区内の社会資源を最大限に活用し、子どもの最善の利益を考慮した、包括的かつ実効性のある計画としていただきたいというお声をいただきました。

○横山委員

最後、12月の児童福祉審議会での意見で、区内の社会資源を最大限活用していただきたいとあります。そもそもなのですけれども、社会的養護の下で暮らすお子さんたちであるとか、その子どもたちの養育の環境を整えて、区内の社会資源、現在あるものをしっかりと活用していくということと、私としてはやはり社会資源を増やしていくということもすごく必要だと思っています。その辺り、この中には、こういった形で取り組まれているのかをお聞かせください。

○柴田子ども施策連携担当課長

社会資源の活用についてでございます。現在、品川区には児童養護施設、それから里親、それから母子生活支援施設といった社会資源がございます。こういったものの、それぞれ幅を広げて、社会的養護の子どもたちのサポートをしていただいているところで、こちらは引き続き応援したいと考えてございます。さらに、いわゆる品川区内にはない施設、資源といたしましては、ファミリーホームでしたり、自立援助ホームでしたり、そういったところの必要性、造る、造らないも、今後の資源という広いくくりでは大きく違って来る部分だと思いますので、そちらは需要の部分のしっかりと見据えて、対応を今後していきたいという考えでございます。

○つる委員長

ほかにごございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時10分休憩

○午後3時20分再開

○つる委員長

休憩前に引き続き文教委員会を再開いたします。

(5) 西大井広場公園内における認可保育園の運営期間の延長について

○つる委員長

次に、(5)西大井広場公園内における認可保育園の運営期間の延長についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤保育事業担当課長

それでは、私から、西大井広場公園内における認可保育園の運営期間延長についてご報告させていただきます。Side Books 2-5の資料をご覧ください。

1番、経緯についてでございます。西大井広場公園内の私立認可保育所、まなびの森保育園西大井については、待機児童対策のため、平成29年度に10年間の期間限定園として開設いたしました。その後も高い保育需要が継続していることを受けまして、令和4年に運営期間を令和14年3月31日まで5年間延長してございます。

2番、運営期間の延長理由でございます。本園を含む大井地区の未就学児人口は今後も増加が見込まれております。加えて、認可園が比較的少ない地域ということもございまして、本園が周辺の保育需要の有効な受皿となっていることから、運営期間の延長を決定いたしました。仮に運営期間を延長しなかった場合ですが、来年度以降に同園にて卒園ができなくなる児童の入園募集を順次停止することになりまして、地域の保育需要がさらに高まることとなります。

3番、運営期間の延長についてです。運営期間を令和19年3月末まで5年間延長することといたします。なお、公園を利用される地域の皆様方への周知につきましては、今後、説明会を実施する予定でございます。保育園利用者等につきましては、令和8年4月版の保育園のご案内の冊子や区のホームページなどにおいてお知らせをしております。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

閉園になる場合は、来年度の募集から停止をすることになるのですか。それで今、報告されているということでもいいのか確認と、あと、未就学児の人口増加は、増えると見込んでいるという話でしたけれども、見込みの状況を伺います。

○佐藤保育事業担当課長

閉園の場合についてでございますが、委員がお話しされましたように、来年度以降に入られた児童が、現在の令和14年の3月31日の閉園の期間ですと卒園ができなくなってしまう年次の児童が発生することとなります。その場合は卒園時に転園などをしなければなりませんので、そうした事態を防ぐために、今の段階で延長を決定させていただきました。

次に、未就学の人口増の考え方でございますが、今年度品川区こども計画を策定いたしまして、その際に最新の人口推計を基に保育の量の見込みを算出してございます。その中におきまして、近隣の就学前人口と、近隣の保育園の定員などを鑑みて、人口増、保育園が必要であると判断したものでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

説明があったのですけれど、期間限定という話、そもそもがあって、10年から5年、5年ということは、20年の延長です。トータル的に20年というと、私の感覚だと、もはやこれは期間限定なのか。それで、西大井がこれから、子どもが多くなるという部分で、認可園が比較的少ない課題があって、こういう言い方は少し失礼かもしれないですけれども、公園ありき、この場所ありきの考え方が果たしていいのか。例えば民間を活用するなり、周りに何かそういったところを率先して造っていくとかを考えていく必要があると思うのですけれど、まずそこをお聞かせください。

○佐藤保育事業担当課長

まず、期間限定園の考え方についてでございますが、委員お話いただきましたように、この園に関しましては当初10年間の期間限定での開園ということになりました。これは、当時、国家戦略特区制度、こちらの上限が10年でしたので、上限を10年として運営してございます。その後、都市公園法の改正によりまして、都市公園法において保育園で運営することができるようになったのですが、こちらも上限が10年になっております。ただ、更新自体は妨げられているものではございませんので、区といたしましては、近隣の保育需要を見ながら柔軟に対応していくように、その更新を行いながら実施していきたいと現在は考えてございます。一方で、保育の需要の状況によりますが、委員からお話いただきましたような新規の開設等々も含めて、幅広く検討していきたいと考えております。

○まつざわ委員

内容は分かりました。それと、そもそもが10年の計画です。その都市計画、都市公園法があって立てたときに、例えば、グラフという言い方が正しいか分かりませんが、都会的な建物を建てたわけです。そうすると、例えば、10年だったものが、では20年やると、例えば耐久性であるとか、そういった建物の安全面は大丈夫なのか少し心配でありますので、そこら辺の、建築診断、建物の耐久性などがどうなっているのか教えてください。

○佐藤保育事業担当課長

建物についてでございますが、これは当時、法人において建設をされたものでございまして、当時も10年の期間限定ではございますけれども、建物自体はしっかりと鉄骨造で造られてございますので、耐用年数等を鑑みましても特に安全性に問題はないと認識しております。

○つる委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 所管事務調査

○つる委員長

次に、予定表3、所管事務調査を議題に供します。

本日は、昨年7月1日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、不登校対策につ

いての調査を行ってまいります。

まず、理事者より資料に基づきご説明いただき、その後、ご質疑および委員同士での意見交換等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、まず理事者よりご説明をお願いいたします。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、所管事務調査、不登校対策についてにつきまして説明をいたします。資料、Side Books 3をご用意ください。

まず、不登校の定義についてですが、資料の上部不登校とはにあるとおり、長期欠席者（年度内に30日以上登校しなかった者）のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状態にある者としています。国の、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、令和6年度の全国の児童・生徒の不登校者数が35万人を超え、報道でも大きく取り上げられました。国においても、不登校対策については、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプラン等を踏まえ、不登校児童・生徒全ての学びの場の確保、チーム学校での支援、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する、としており、学びの多様化学校のさらなる設置を促すための支援、校内教育支援センター、校内別室の設置、教育支援センター、本区のマイスクールの機能強化の推進、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の充実等を図るとしています。

本区の不登校の実態につきましては、11月26日の文教委員会で報告をしたとおりでございますが、資料の上段にまとめて記載しております。この本区の実態を踏まえまして、多様な学びの場を提供し、誰一人取り残さない学びを目指すために、令和6年度から令和7年度にかけて様々な登校支援を行ってまいりました。主立った内容を5点、今回は記載しております。

まず、教育支援センター、マイスクールの運営についてです。令和6年度には、マイスクール西大井として4か所目のマイスクールを開設しております。マイスクールの新規事業として、令和7年6月30日からマイスクール八潮にて昼食提供を開始いたしました。2学期からはマイスクール西大井においても昼食提供を開始しております。実績といたしましては、申込者数29人、延べ喫食数は468食となっております。

次に、校内別室指導支援員の配置及び人員の拡充です。学校に登校でき、教室に入ることができない児童・生徒を対象として、校内の別室にて学習支援や相談支援を行う事業でございます。令和7年度には、義務教育学校に支援員を2名配置できる予算を確保し、人員の拡充を図りました。令和7年度の利用実績は、全校合わせて児童数139人、生徒数は108人となっております。

続いて、仮想空間を活用した学習支援・居場所づくりについてです。東京都のバーチャルラーニングプラットフォーム事業に参加しております。区独自の施策として、品川オンラインスクールや国際交流事業の実施を行っております。利用実績といたしましては、令和7年12月末時点で58アカウントの付与をしております。日々のログイン数が平均すると五、六人ということで、課題はありますが、毎日のようにログインする児童・生徒もおり、バーチャル空間でのコミュニケーションが進んでいる状況もでございます。必要に応じて教育総合支援センターの心理職が関わり、相談支援を行っております。

次に、不登校対応巡回教員の配置です。こちらは東京都の事業となります。令和6年度は豊葉の杜学園を拠点校として5校で実施していましたが、令和7年度からは、拠点校を3校に増やし、区立中学校・義務教育学校全15校で加配教員による巡回支援を行っております。校内教育支援センター、校内

別室と連携し、新規の不登校生徒の発生抑制や、学校内外の機関等で専門的な相談指導等を受けていない生徒をゼロにすることを目標としており、令和7年度は現時点で専門的な相談指導等を受けていない生徒はゼロという目標は達成できております。

最後に、フリースクール等利用料助成事業についてです。従前より、東京都がフリースクールを利用している児童・生徒の家庭への支援として、月に2万円までの利用料助成を行っていましたが、令和7年度より、区として、東京都の助成金に上乗せする形で月2万円を上限として利用料助成を行っております。利用実績といたしましては、現時点で51件の申込みをいただいているところです。3か月ごと年4回の支給を行う計画で、現在、第3期目の支給の事務を行っております。

不登校児童・生徒への支援を様々実施しておりますが、学校が児童・生徒の安心で安全な居場所であることが、まず、大切にしていきたいところです。各学校では年2回の学校風土調査を行っており、その結果を踏まえて、児童・生徒間や、児童・生徒と教師の良好な関係づくりや指導の在り方の見直しを行っているところです。不登校児童・生徒への支援と不登校の未然防止を併せて推進してまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見がございましたらご発言願います。

○のだて委員

まず、確認ですけれども、不登校の定義が書かれているのですが、マイスクールに通っている子どもは入らないということか、別室登校している子どもも入らないのですよね、そこを確認。マイスクールでは、1日授業日に仕出し弁当の無償提供を行うことで、新事業としてやっているのですけれども、この1日授業日はどのくらいあるのかを伺います。

校内別室指導支援員は、全校に配置できたということだと思います。46校、この全校配置した状況ですとか、この現状の課題などがあれば伺いたいと思います。

それと、不登校対応巡回教員、その方たちが今3名配置されて、区内の中学校15校を巡回されていると思うのですけれども、そうすると1人当たり5校。そうすると今、不登校の子どもたちが昨年度は415人で、1人当たり約138名見ていることになると思うのですけれども、これは単純計算です。そうするとなかなか、この3名でこれだけの人数を見ていくのは大変だと思います。体制的な問題として足りているのか伺います。

あと、この拠点校3校を豊葉の杜学園と荏原第五中学校、鈴ヶ森中学校にした理由があれば伺います。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、マイスクールを利用している児童・生徒が不登校に含まれるかについて、学校を30日以上欠席している場合には含まれます。また、校内別室を利用している場合には、学校に登校できている状況がありますので、こちらも欠席が30日を超えていなければ、不登校には含まれないという形になります。

また、マイスクールの1日授業日ですけれども、基本的にマイスクール八潮と西大井は午後の活動も行っていますので、日常的に昼食提供の機会があるところがございます。

また、校内別室指導支援員の配置についての課題でございますけれども、おかげさまで支援員の方も全校で見つけることができまして、配置が進んでいる状況でございます。学校によっては、教室が逼迫してなかなか専用の部屋を設けられずに、曜日ごとにスクールカウンセラー室や会議室や、居場所を変えながら運用している学校もございますけれども、全校で居場所の確保ができていく状況に

ございます。

また、不登校対応の巡回教員の関わり方ですけれども、この3名で全ての中学生の不登校になっている生徒に関わっているということではなくて、学校の支援体制について一緒に考えたりですとか、助言を行ったりですとか、5校を巡回しておりますので、巡回している学校のそれぞれのよいところを共有ですとか、そういった取組を進めている状況です。現在、その成果、効果については、事業を始めて1年目ですので、東京都全体も含めて見ていくものと捉えておりますけれども、どこにもつながっていない生徒が今、ゼロに抑えられているということで、一定程度の成果はあると捉えております。

また、拠点校3校、記載の3校にした理由ですけれども、エリア的なものですとか、不登校巡回教員に指名する教員の在籍校の状況ですとか、そういったことを加味して3校に決定したものでございます。

○のだて委員

少し分からなかったのですが、マイスクールに通っているけれども30日学校を欠席している場合があるのですか。マイスクールに登校した場合は出席にはカウントされないのか、その辺がよく分からなかったの伺います。

あとは、不登校対応の巡回教員は、関わり方ということでお話しされましたけれども、そうすると学校単位で、巡回教員の方が支援をしていくのですか。一人一人の子どもとは関わるとかはしていかないのか、その辺この不登校対応巡回教員の方の仕事、役割はどういうことなのかを伺えればと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、マイスクールに通室した場合の扱いでございますけれども、学校に行っていないということは学校は欠席になるわけですが、出席扱いにできるということで、これがなかなか難しいのですけれども、学校は欠席しているのですが出席扱いにしますという取扱いになってございます。出席というのは、学校の施設に入って何か指導を受けていることを出席と呼んでいて、マイスクールやフリースクール、そういった施設を利用した場合には、欠席だけれども出席扱いにするというカウントの仕方をしております。ですので、学校を30日以上欠席した場合には不登校にカウントするという扱いになってございます。

また、巡回教員の役割についてですけれども、どうしても週に1回の支援になっていますので、校内別室を利用している生徒への直接的な支援や、学校が不登校対応をどのように進めているかの助言であったり、他校の取組の共有であったり、困っている担任の先生へのアシストだったり、そういったような関わり方をしているものでございます。学校の相談に応じて、全然学校に来られない生徒への支援も、そういった学校の要望に応じて直接的な支援を行うこともございますけれども、この3人で全ての不登校生徒に一人一人関わっている状況にはございません。

○のだて委員

マイスクールは分かりました。だからマイスクールに通っていても、30日学校を欠席すればこの不登校の定義に含まれるということですね。

巡回教員は、役割がいろいろあると思うのですけれども、今、不登校はどんどん増加傾向ですので、充実をさせていただきたいと思います。先ほどいじめのところでも伺ったのですけれども、今、不登校が増えている根本原因は、区としてどのように考えていらっしゃるのか伺います。

この資料の中には、不登校の相談事実、上位3項目が書かれておりますけれども、この上位3項目が全部小・中学校ともに同じで、学校生活にやる気が出ない、不安・抑うつ、生活リズム不調、分かれば、それぞれ理由が何なのか伺えればと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

この不登校の増加の理由、原因でございますけれども、こちらに相談事実3件ございますが、学校生活にやる気が出ないというところであるならば、学校が一人一人の子の活躍の場を設けるですとか、お互いに称賛できるような関わり合い方、それをまた、教師がお手本を見せるなど、そういった関わりが重要になってくると捉えておりまして、文部科学省が出している生徒指導提要にも、発達支持的生徒指導の推進ということで掲げておりますけれども、そういったことを我々としては学校に広く周知しております。また、この巡回教員がそうした取組について支援をしている状況でございます。

また、生活リズム不調や、不安・抑うつは家庭環境も一定程度影響をしていると捉えておりまして、家庭内の理解であったり、必要に応じて関係機関と連携を取ったりですとか、そういった家庭支援も併せて進めていくべきと捉えております。そういった意味では、スクールソーシャルワーカーですとかの職種もおりますので、広く不登校児童・生徒への支援を関わって進めてございます。

○のだて委員

家庭環境は、子育て部門とも協力しながら支援をしていただきたいと思います。それと併せて、家庭等の環境がよくないのであれば、別の居場所、サードプレイスとも言われますけれども、そうした居場所を確保していくことも重要なことだと思いますので、これは部署横断的にぜひ進めていただきたいと思います。

そうした環境をつくっていく上でもやはり、先ほどから、子どもたちが安心できる環境をつくっていくことが必要で、そのためにも、子どもの権利条約ですとか、少人数学級ですとか、教員の多忙化解消が必要だと思っておりますので、そうしたところを進めていただきたいと思います。

この間、12月にあった区民と議会の交流会で、区民の皆さんからもいろいろ意見を伺いまして、やはり不登校対策、今日のこの資料を見ても、不登校になった後の対策が多い。やはり未然に防ぐ、あるいは、不登校になりかけの早期の段階にしっかりと対策を打っていくことが必要と言われましたので、そこを強めていただきたいと思いますのですが、区のお考えを伺います。

もう一個言われたのが、その方は障害を抱えた子どもがいらっしゃるということで、不登校になってしまった。そうするとこの不登校支援と、いろいろな支援があるのだけれども何かぶつ切れになっている、この連携が取れていないというお話があったので、ぜひそこは検討していただいて、スムーズにその支援が受けられるようにしていただきたいと思います。

あと、続けて、実際、資料を見ますと、この不登校の子どもたちが、小学校の児童がだんだん上がってきて今、出現率が2%という状況ですけれども、中学校の生徒は、資料にある一番古い数字だと平成25年のときには3%弱だったところからだんだん上がってきて、昨年度8%を超えている状況になっています。この中学校の生徒の出現率が高い理由はどう分析されているのか伺います。学年別に見ると、3年生、4年生、9年生が、一昨年度から昨年度が増えている状況になっていますけれども、区の認識を伺います。

○丸谷教育総合支援センター長

現在、不登校になってしまった様々な児童・生徒への支援を数多く打ち出しておりますけれども、やはり未然防止という視点は忘れてはいけないものだと考えておりまして、学校風土を高めるですとか、そういった取組を併せて行ってございます。また、早期の支援も大切だと考えておりますので、我々教育総合支援センター内でも検討を進めております。

また、障害のあるお子さんの不登校も、こちらとしては把握してございますので、特別支援教育の観

点からもしっかりと連携しながら、一人一人の子どもたちが、また、学校に通えるような支援というの
も検討していきたいと考えております。

また、児童に比べて生徒の出現率が高いということで、これは10年以上前から同じような傾向が
続いているわけです。やはり思春期を迎えて、様々学校生活への不安ですとか、中学生になると、この
上位3位には入っていないのですけれども、5位まで見ていくと学業に対する不安も出てきます。そう
いったことで、中学生、生徒の割合は比較的高くなっているわけですが、一人一人にしっかりと
対応できるような対策は打っていききたいと考えております。

また、学年別の推移でございますが、上の段の緑のグラフで、令和5年度と令和6年度の比較ができ
ようになっているのですが、令和5年度の7年生と令和6年度の8年生の数を比較すると、微増でほ
ぼ横ばいになっています。また、令和5年度の8年生と令和6年度の9年生を見ると、これもほぼ同数、
微減となっております。不登校生徒で学校復帰ができた子もいるので、この数字だけではなかなか全
体が見られないのですけれども、数としては、年度が変わっても、その同じ母集団で見ると変化が少な
かったと捉えることもできます。

そんな中で、9年生になると若干減るのは、受験ですとか将来を見据えて学校に復帰できた生徒が、
今回若干名でしたけれども、いると捉えております。このように年度を見ながら、その年度の学年だけ
を見るのではなくて、同じ母集団で推移を見ていくことも大事にしていききたいという認識でございます。

○のたて委員

そうすると、その母集団で見ると、3年生、4年生では増えていると思うのです。それは何かもし分
析があれば伺いたいと思います。中学校の生徒になると学業もいろいろ出てくるということ、思春期と
いうこともありますけれども、そうするとやはりこの学校の環境の中で、子どもたちは勉強に行ってい
るわけですから、勉強への負担、ストレス、やはりそういうのが出てくるのだろうと思いますので、そ
うした負担を軽減していくこともやっていただきたいと思います。この間言ってきたのは学力テストの
廃止ですとか、あと、授業が多い問題とかを言ってきましたので、そうしたことも含めて、負担軽減を
進めていただければと思います。

あと、特別支援の連携ですけれども、支援していただくということだから、少しずれるのですが、や
はり実際、障害を抱えていると、将来どうなっていくのか、保護者の皆さんも不安になっているところ
がありますので、そうした不安にも寄り添いながら、将来の展望を示しながら支援していただい
ければと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

学年別に見たときに、昨年度の3年生から4年生と年度で見ると、大きく増加している。これ
は4年生から5年生と見ても大きく増加しているわけですが、やはりこの年代が1つ、年齢的に
も不登校増加の鍵になっているということで、この数年見えています。自分の心の中がどうなっているの
かを客観的に見る、いわゆるメタ認知と呼ばれるような能力も伸ばしていかなければと捉えておりまし
て、現在、3年生にはなりますけれども、自分のいらいらであるとか不安であるとか、そういった気持
ちを言語化するようなワークブックをも学校には提供していて、年に数回ではありますけれども、自分
の心のことを見つめてみようという取組も始めたところです。まだまだ成果が現れる段階ではございま
せんが、そういった取組も進めていききたいと考えております。

また、障害あるなしに関わらず、不登校の児童・生徒の方のご家庭は将来への不安もあるということ
はお聞きしておりまして、我々はマイスクールが主催しているファミリークラブ品川という取組を年に

一、二回実施しております。そこで、保護者同士の交流ですとか、あとは高校の先生ですとか、都立、私立関わらず来ていただいて、将来の展望を持てるような取組も行ってしております。少しでもその不安の解消につながればという思いで行っておりますけれども、今後も引き続き継続していきたいと考えております。

○のだて委員

最後に、いろいろやはり課題はありますけれども、一つ一つクリアをしていただいて、子どもたちが元気に成長していけるようにしていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

順番があれになってしまうのですが、フリースクールですが、今日、厚生委員会で、障害児の通所施設の給付費の不正請求についての話があって、数百万円、150万円ぐらいあったのです。障害児の施設ではないのですが、フリースクールはこの助成金を出すということだから、東京都が一定の基準のあるところには助成金を、というルールがあるのをお聞きしています。それがあから品川区もそれに上乗せしている、担保しているというお話なのですが、やはり一部、フリースクールのそばの方から、とにかく集まって、安全性について少し問題があるとか、あと、言い方が大変失礼ですけど、来て何もしないでいるとか、そういった、外から見たらそのように見えるのかもしれませんが。これは東京都の基本的なことがあるから、なかなかチェックは難しいのかもしれませんが、認証保育所の東京都のチェックのときに区の方が一緒に行ってチェックすることもあるとお聞きしているので、そういう意味では、区としてこういった助成をしている面からというのと、あと、通っているお子さんたちの安全性などを確保するためにも、何らかのフリースクールを区としてチェックまでいかななくても見に行くことが必要と思っているのが1つ。

それから、校内別室指導支援員は、会計年度職員なのでしょうか、それとも、1日4時間で週5日も来られないとすると2人で分けているとか、そういうやり方なのかということが1つ。

それから、さっきお話があったけれど、設備がなかなか学校も厳しいので、例えばパーティションだとか、何かそういうのを用意してほしいという、学校内であるものをやるのではなくて、教育委員会にこういうものがあればうまく指導ができると学校から要請があった場合に、やはりそういった支援をして、人的なのは東京都なのでしょうけれど、そういうのを区の教育委員会からぜひ。

なぜそんなことを言うかという、ある学校で、教室の中、空いているスペース、そこで話をしているときに、Aという子と面談をする。ところがほかにも来られていない子もそこにいたので、ちょっと、出ててねと言って、廊下に椅子を置いてそこに座っているということも、スペースの関係でどうしようもなくなってしまう。そういうときに、何らかのスペース、個室みたいなものをつくれれば、部屋自体を改修するのは大変なので、そういう少し支援をお願いしますということ。

それと、その支援員の方々のキャリア、資質、やはりいろいろな悩みを抱えたお子さんとかが来ているので、よりそういった支援の方法とか注意するところを、研修でやられているのはお聞きしているのですが、そういうトラブルがここの別室指導の部屋の中で起きたら、全く変な話なので、どういった形で、ここまでやってきたので課題とか今後どうするか、支援員の方のスキルアップがあると思っています。その辺り、お願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、フリースクールとの連携、チェック体制でございますけれども、現在は、助成金を出すに当たっては東京都の助成を受けているというのが1つ条件としておりますので、そういったことで1つ、区としては質の担保と考えております。とはいえ、フリースクールとの連携については、区としても今後行っていきたいとも考えておまして、少なくとも区内にあるフリースクールと我々教育委員会が連携をして、どのような支援を行っていくのか、協議会のようなものを年に数回でも設けられればと考えております。

また、校内別室指導支援員についてです。この支援員の方は報償費払いの形を取っておりまして、時間単価でいうと1,600円にはなりますけれども、会計年度任用職員ではなくて有償ボランティアのような形での関わりを持っていただいております。退職した教員ですとか、退職した校長先生ですとか、また、心理学を学んでいる学生ですとか、そういった、人物的に学校がこの方ならとお願いをしていることもございますので、その辺りの人選は、しっかりと学校で今行っているところです。

また、資質の向上、スキルアップも大切な視点だと考えてございまして、東京都がオンデマンドの動画研修も今年度は作成してございましたので、こういったものを案内してご視聴いただくとともに、周辺校、中学校区のメンバーで集まるですとか、オンラインでお互いにどのような支援を行っているか意見交換の場も今年度は設けてみました。お互い、どういう取組しているかよく分かったと、そんなお声もいただいております。

また、別室内の設備でございますけれども、例えばパーティションが必要だとか、そういった備品類についての手当につきましても、こちらで予算を取って適宜行ってございます。なかなか、100%満足のいくような設備までは至っていないと思いますけれども、少しずつ環境整備も進めているところでございます。

○高橋（し）委員

フリースクール、今連携、協議会みたいなものをつくって情報交換、お互いにどういうことなのかを理解してやるのが大事なのでぜひお願いします。

校内別室の支援員への支援についてのお話も承知しました。あと、備品についてはぜひ、100%に近く、リクエストに応じていただければと思います。

少し確認は、会計年度職員ではないということでしたけれど、お二人で時間を分けている学校とかもやはりあるのですか、月水金は誰とかそういう、逆に言うとそれが可能か、そういう形で埋めている方があるのでしょうかというのが1つ。とすると、さっきお話にあった、もし、お二人でいたらその方々が共通認識を持って同じ指導をできるようにしていただければと思います。そこだけお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

全体の予算、学校が与えられた予算の枠の中でその支援員を配置しておりますので、日によっては曜日で分けたりですとか、場合によっては2人配置する曜日を設けたりですとか、うまくその辺りは学校で調整をしておまして、そこで情報の共有ですとか、そういった取組を行っております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

何点かお聞きしたいのですが、マイスクールです。いろいろな不登校の中で、約9割がマイスクールを利用していないのですが、不登校の人たちは全部つながっているということです。ゼロということはそうですよね。その中で、マイスクール八潮でこの昼食支援があって、半年で468という

利用実績があつて、やはりこれ、食べ物、食というのは子どもの居場所をこうやってつなぎ止める強力、強烈な、食というのはすごく大事だと、これを見てすごく思うので、例えば八潮以外のほかの3か所、こういったことに昼食支援はどんどん拡大してほしいので、どのような感じか、教えてほしいと思います。

先ほど、支援室の先生の話からもありましたけれど、校内別室ですが、これ、学生の方もいらっしやつて、元教員も分かるのですけれど、例えば中学生の要因なんかも、不安とかうつが心理的に不安定な子どもの要因という中で、例えばこういうところに、本当に高度なスキルが求められている。学生ボランティアが悪いというわけではないのですけれど、こういうところにこそしっかりと専門員を入れる。だから、私なんかもやはり時給の単価の見直しをして、しっかりお金をかけて、こういうところにしっかりと専門員を入れるということが、教室に復帰するのが全てではないですけれども、やはり教室にまた戻りやすい環境になる、本当に重要なステップだと思っています。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、マイスクールの昼食提供ですけれども、この資料には、マイスクール八潮において、となっておりませんが、マイスクール西大井についても、この2学期から、9月からになりますけれども、昼食提供を開始いたしました。それを合わせての喫食の回数、食数になってございます。

五反田と浜川につきましては、現在、半日の受入れとなっておりますので、午前の部と午後の部と分けて、子どもも分けておりますので、現在、昼食提供までは至っていないのですけれども、今後、運営していく中で、1日フルで行うような曜日ができる際には、こういった昼食の提供も検討していきたいと考えております。

また、校内別室指導支援員の中に、より専門的な知識を持った方でございますけれども、この別室指導員が面談をしていく中で、これはもうカウンセラーにつなぐべきであるとか、もう少し福祉的な支援が必要だという判断をした際には、学校管理職や担任等とも連携をしながらスクールカウンセラーに適宜つないだりですとか、我々教育総合支援センターのHEARTSにつないだりですとか、そういった体制も取れるようにしてございます。別室の中には複数名の子どもがおりますので、なかなかカウンセラーが全体を見るといよりは、個別の支援をと、現時点ではそのように考えておりまして、必要なお子さんにはそうした専門家につなぐことも行ってございます。

○まつざわ委員

それと、生活リズムの不調が要因であります。これは、生活リズムの不調は、もう学校だけでは、やり切れない。例えば、早寝早起きという基本的な生活に戻すための家庭支援プログラム、そういうのは、不勉強でごめんなさい、要は、子ども家庭支援センターでやっていたりとか、何かそういうのがあったりするのかなというのが1点。

あと、よく小1の壁、中1のギャップがありながらも、このグラフを見ると、令和6年度は令和5年度に比べて、不登校数がそこだけ減っています。これは何か、区がやってきたことがあったのか、この本当に減少した要因というのが一体何なのかを聞きたくて、それをいろいろ分析していくと、これからのカリキュラムがつかれるかと思っているのですけれど、そこら辺をどう思っているのか教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

まさに生活リズム不調については、学校だけではなかなか改善が難しいので家庭の理解や協力が不可欠であると考えております。そういった意味では、学校から啓発資料を出したりですとか、生活リズム、

早寝早起きの講演会を開いたりですとか、そういった取組も併せて行っています。家庭への直接的な支援は、福祉的なものもございますので、関係機関との連携を図って進めてございます。

また、小学校1年生、1年生と7年生の不登校の件数が令和6年度は減っている状況もございます。理由まではつかめていないのですけれども、経年で見ながら今後もこの傾向が続くのかどうかは、しっかりと経過を見ていきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

まず、聞き逃した部分があるかもしれないのですけれども、仮想空間を活用した学習支援・居場所づくりでの利用実績の見方ですが、110アカウントが、東京都のバーチャルラーニングプラットフォーム事業への参加の110アカウントで、そのうち58人の利用の実績があるという意味でいいのでしょうか。品川オンラインスクールと国際交流事業の利用実績は、ここの58人とは関連があるのかなのか、その辺り、もう一度教えていただけたらと思います。まず、そこからお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、110アカウントは東京都から品川区に付与されたアカウント数でございます。そのうち58アカウントを現在申込みがあって、品川区の児童・生徒に区から付与している数になってございます。このアカウントを用いて、バーチャル空間の中にも入れますし、オンラインスクールにも参加できますし、国際交流事業にも参加できる仕組みになっているのですけれども、日々のログイン数は五、六人がずっと続いている状況でございます。

○横山委員

次に、フリースクール等利用料助成事業、こちらも確認ですけれども、利用実績51件は、51回ということではなくて51名という理解でよろしいのでしょうか。

あと、続けますと、先ほど別の委員の議論であった、マイスクールのファミリークラブ品川で、保護者の交流のようなことも行われている。今年は7月と11月ですか、2回実施されているようで、7月が69名参加で、保護者全体というより個別相談のような形で案内には書いてあるように読み取れるのですけれども、保護者の方のニーズ、保護者同士でお話するとか、そういったことを案内で、品川区の事業ではない保護者の集いも載っているのです、そういったところにほかの保護者の方と交流されたい方は通っているのか、参加されているのかもしれないのですけれども、このファミリークラブ品川は、どういった形で、保護者同士の交流であったり、話であったりを実際に行われているのか、そういうブースがあったりプログラムがあったりするのかどうか確認させてください。

また、先日、関東若手市議会議員の会の研修で戸田市の教育長のお話を伺ってきたのですけれども、その際に戸田市の教育委員会では、そういった保護者同士で話し合うような、ほぼ保護者の方全員に近い方が集まってお話をされる場を設けて、そこにフリースクールの担当者なども来ているという話がありました。

先ほどの高橋しんじ委員の議論の中では、区内にあるフリースクールの協議体等で年に数回お話をしてきた話があったのですけれども、その保護者の方であったりとかフリースクールの担当者であったりとか、そういった方もこのファミリークラブ品川には参加できるのでしょうか。そうした、実際に担当者の方も来ていらっしゃるですとか、何かそういう現状が分かれば教えてください。

あと、校内別室指導支援員ですけれども、こちらも、戸田市だと、マイスクールだったかもしれない

ですけれど、最初は元校長の方にやってもらっていたようなのですが、それは全て辞めていただいて、現在はNPOですか、民間企業2社で切磋琢磨して事業を進めてもらうというようなスキームに変更して行われているということでした。

そうした、いろいろなやり方があると思うのですけれども、品川区では、元教員とか教員志望の学生、心理学を専攻している学生の方などをお願いしていると今なっているのですけれども、その理由であったり、効果であったりを確認させてください。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、ファミリークラブ品川の内容でございますけれども、1回目は進路相談を中心に行いまして、主に進路先の高校の先生に来ていただいてブースで相談に乗る形を取っています。ちょっとした空間もありますので、来場者の方同士でも交流していただける場にはなっています。ただ、プログラムとして、この時間は交流の場ですというのは、7月の場合は持っておりませんでした。2回目は、今日説明させていただいたような、様々区で行っている不登校支援の取組について事務局から説明させていただいて、質問をいただくですとか、また、そこは割とフリーな形で、保護者同士も交流できるような空間にはなりましたが、案内としては事業説明という形をしております。教育委員会ではない部署で不登校児童・生徒の保護者同士の会も行っておりますので、我々の不登校支援ポータルサイトの中でも、そういった場のご紹介はさせていただいているところでございます。

それから、そのファミリークラブの参加については、基本的には学校から保護者に発信をしております。またはホームページから保護者を対象に案内をしておりますので、基本的には保護者の方がご来場いただいている現状がございます。フリースクールの事業者や担当者の方が参加していただくのは、そこは止めるものではございませんので、ご相談いただければ対応はしていきたいと考えております。今後のファミリークラブ品川の在り方についても併せて検討していければと考えます。

最後に、校内別室の支援員についてです。現在は報償費払いで、学校で人材を探していただいて、我々でもストックはございますけれども、基本的には学校はこの方とお願いをしている状況がございます。現時点では、どこかに委託をするなどといったことまでは検討していませんけれども、他自治体の実践等も踏まえて、今後の検討、参考にはしていきたいと考えております。

それから、フリースクールの51件の考え方ですけれども、これは51名と読み替えていただいて問題ございません。

○横山委員

様々な手法があり、様々ほかの自治体も取組があると思うのですけれども、品川区の不登校の状態になっているお子さんや保護者の方のニーズ、お声を聞いていただいて、今後の展開については、ぜひ反映させていただいて進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○つる委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。1点だけ、さっき、のだて委員からあって、昨年12月に文教委員会として、いわゆる不登校をテーマとして区民の方との交流をいたしました。余談ですが、そのときに初めてこういった委員会としては、外部会場を介してやったのです。そのときに、掲出する文言として不登校と、どんと出すと、それはなかなかいろいろなその他の、当然、通常の営業中の既存店舗等、また、近くを通ったお客様の目にそのフレーズが触れたときに、どちらかというマイナス的なメッセージになりやすい、簡単に言うとそういうエクスキューズがあって、いろいろな工夫した表現を考えてほしいとあった。そ

れが1つ、お借りした施設の考えは別にして、なるほどなど、そういう一般的な受け止め、捉え方、見方、見られ方が、そういう側面もあると少し感じた部分でした。

これは、決められた表現、文言は、国とかいろいろ、もしかしたら東京都とかあるのかもしれないのですが、そうした中で、区の事業として取り組むに際して、当然当事者一人一人も、そういった対策として、自分がここに掲げられていることにカテゴライズされている、とならないような工夫、決してそういった姿勢で対処していないし、そういうものでもないというのは明確に文字で打っているのです。それで、最初の説明のときにも、誰にでも起こり得るということを頂戴した資料を基に、そこに参加していただいた方へのお伝えですとか、資料にもそれを落とし込んでお伝えをさせていただいたのですが、ただ、そういう表現について、そういう捉え方をされる方もいらっしゃるという見解が出てしまう、悩ましい部分といえましょうか、それはすごく感じたところがありました。

そういう部分では、品川区で今後いろいろなセクションによって進んでいるところとなかなかというところがあると思うのですが、今後品川区でやっていくに際して、その辺が、いい意味で、その表現も含めて、何かしら一番、他自治体がまさに参考になる、当事者の課題が解決されるということが一番いいのですけれど、そうしたことも何かしらの工夫があるといいというのは、昨年実施したときに少し感じたものがありましたので、なかなかいろいろな観点があって難しいかもしれませんが、何らかの形でお考えいただけたらと思います。この旨はお伝えだけで終わります。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

4 行政視察報告書について

○つる委員長

次に、予定表4、行政視察報告書についてを議題に供します。

既にSide Booksに掲載しておりますが、11月26日の委員会終了後に行われました報告会の記録を基に報告書を調製させていただきました。

このような形で議長に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、この内容で議長に報告をさせていただきます。

以上で本件を終了いたします。

5 その他

○つる委員長

次に、予定表5、その他を議題に供します。その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後4時26分閉会